

富山県地域防災計画

<新旧対照表>

風水害編、火災編、事故災害編

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>総則</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 防災の基本方針（略）</p> <p>第1 防災についての考え方</p> <p>防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2～3（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 事業所・企業</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p>	<p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</u></p> <p>(2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、<u>県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法の趣旨を踏まえて修正</p> <p>責務を具体的に記載するため修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p>(1)～(2) (略) (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 <u>気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	(略)		東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 <u>気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</u>	(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> 4 <u>防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u>	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> 4 <u>防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>	<p>業務内容の修正</p> <p>同上</p>				
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
(略)																						
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること																					
(略)																						
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 <u>気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</u>																					
(略)																						
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u>																					
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> 4 <u>防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>																					
<p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ北陸支社</td> <td>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	(追加)		(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ北陸支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社		KDDI株式会社		ソフトバンクモバイル株式会社		<p>指定公共機関の追加</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																					
株式会社NTT ドコモ北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																					
(追加)																						
(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																					
株式会社NTT ドコモ北陸支社																						
KDDI株式会社																						
ソフトバンクモバイル株式会社																						
<p>(5) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団</td> <td>1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 指定地方公共機関</p>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団</td> <td>1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 <u>災害時における応急復旧活動に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 <u>災害時における応急復旧活動に関すること</u>	<p>機関名称、業務内容の追加に伴う修正</p>												
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 <u>災害時における応急復旧活動に関すること</u>																					

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>鉄軌道・バス事業会社 （富山地方鉄道（株） 加越能バス（株））</td> <td>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)富山県医師会</td> <td>1 災害時における医療救護活動に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	鉄軌道・バス事業会社 （富山地方鉄道（株） 加越能バス（株））	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	(略)		(公社)富山県医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること	(略)			<table border="1"> <tr> <td>鉄軌道・バス事業会社 （富山地方鉄道（株） あいの風とやま鉄道（株） 加越能バス（株））</td> <td>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>(公社)富山県医師会 (公社)富山看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会</td> <td>1 災害時における医療救護活動に関すること</td> </tr> </table>	鉄軌道・バス事業会社 （富山地方鉄道（株） あいの風とやま鉄道（株） 加越能バス（株））	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	(公社)富山県医師会 (公社)富山看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること		指定地方公共機関の追加 同上																																																																																																											
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																																																																																																												
鉄軌道・バス事業会社 （富山地方鉄道（株） 加越能バス（株））	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																																																																																																																												
(略)																																																																																																																													
(公社)富山県医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること																																																																																																																												
(略)																																																																																																																													
鉄軌道・バス事業会社 （富山地方鉄道（株） あいの風とやま鉄道（株） 加越能バス（株））	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																																																																																																																												
(公社)富山県医師会 (公社)富山看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること																																																																																																																												
2 (略)																																																																																																																													
第3 (略)																																																																																																																													
第4節 県内の地形・気象と災害																																																																																																																													
第1 (略)																																																																																																																													
第2 社会環境の変化 (略)																																																																																																																													
富山県における社会環境の推移		富山県における社会環境の推移																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2002年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,118,518人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>263.4人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>365,506世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kwh</td> <td>9,524百万kwh</td> <td>10,594百万kwh</td> <td>10,405百万kwh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>92.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>383千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>847,631台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>21.97%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>10,833人</td> </tr> </tbody> </table>		1980年	1990年	2000年	2002年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯	電力使用量	7,704百万kwh	9,524百万kwh	10,594百万kwh	10,405百万kwh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2013年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,096,367人</td> <td>1,076,158人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>256.7人</td> <td>253.4人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>386,683世帯</td> <td>391,799世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kWh</td> <td>9,524百万kWh</td> <td>10,594百万kWh</td> <td>11,863百万kWh</td> <td>11,320百万kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.0%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>79.6%</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> <td>197千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>876,190台</td> <td>893,567台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>26.20%</td> <td>28.58%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>13,712人</td> <td>12,908人</td> </tr> </tbody> </table>		1980年	1990年	2000年	2010年	2013年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人		情報の更新に伴う修正
	1980年	1990年	2000年	2002年																																																																																																																									
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人																																																																																																																									
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人																																																																																																																									
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯																																																																																																																									
電力使用量	7,704百万kwh	9,524百万kwh	10,594百万kwh	10,405百万kwh																																																																																																																									
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%																																																																																																																									
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%																																																																																																																									
電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台																																																																																																																									
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台																																																																																																																									
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%																																																																																																																									
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人																																																																																																																									
	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年																																																																																																																								
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人																																																																																																																								
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人																																																																																																																								
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯																																																																																																																								
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh																																																																																																																								
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%																																																																																																																								
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%																																																																																																																								
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台																																																																																																																								
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台																																																																																																																								
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%																																																																																																																								
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人																																																																																																																								
(資料：富山県各種統計)		(資料：富山県各種統計ほか)																																																																																																																											
第3 過去の主な災害																																																																																																																													
1 風水害 (略)																																																																																																																													
(1) (略)																																																																																																																													

富山県地域防災計画（風水害編、火災編、事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
(2) 大雨（台風によるものは(1)のとおり）				
年月日	概要	年月日	概要	
(略)		(略)		
(追加)		H 20. 7. 27 ~29 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸付近に前線が停滞し、南砺市では、最大時間雨量 132mm、最大 24 時間雨量で 295mm を記録するなど、県内各地で最大 24 時間雨量 80mm、最大時間雨量 20mm を超える大雨となった。 ・重軽傷者 3 名、家屋被害 335 棟、道路や橋梁、河川などであわせて 206 箇所 で被災 など。 	
(追加)		H 24. 7. 20 ~21 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸地方に弱い気圧の谷があり、大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に激しい雨が降り、高岡市では約 100 mm の猛烈な雨を解析した。降り始めからの総降水量は、西部を中心に 200 mm を越えたところが多くあった。 ・床上浸水 80 棟、床下浸水 490 棟、道路 16 箇所 など。 	
(追加)		H 25. 8. 30 ~31 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸に伸びる前線に暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、各地で激しい雨が降り、射水市では 1 時間に 80 mm の降水量を解析した。 ・床下浸水 6 棟、道路 6 箇所、河川 1 箇所の損壊 など 	
(追加)		H 26. 7. 19 ~20 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では 1 時間に 83 mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は 280.5 mm となった。また、解析雨量では、砺波市で 1 時間に約 120 mm、高岡市で約 100 mm の猛烈な雨を解析した。 ・床上浸水 3 棟、床下浸水 175 棟、一部損壊 1 棟 など。 	
(3) 波浪（台風によるものは(1)のとおり）				
年月日	概要	年月日	概要	
(略)		(略)		
(追加)		H 20. 2. 23 ~24 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海中部にあった低気圧と、太平洋で発生した 2 つの低気圧の影響で、非常に強い風が吹き、これに伴って風浪が富山湾特有の寄り回り波となって、下新川海岸を中心に襲来した。 ・入善町田中で最大有義波高 6. 62m を記録。 ・死者 2 名、負傷者 16 名、住家全半壊 11 棟、床上浸水 49 棟、床下浸水 115 棟、浸水面積 38Ha、離岸堤など 13 施設で被害 など。 	
(4) (略)				事例の追加
2 (略)				

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																
<p>第1章 災害予防対策 第1節 風水害に強い県土づくり 第1 (略) 第2 河川保全事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） (略)</p> <table border="1" data-bbox="170 424 999 668"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川保全の促進</td> <td>○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" data-bbox="342 472 887 576"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 24年度 55.7%</td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 海岸保全事業（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、関係市町） 国及び県は、高潮・波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を整備し、国土の保全に資するため、堤防・護岸の新設補強及び根固工、消波工、消波堤、離岸堤、人工リーフの新設補強を推進するものとする。</p> <p>第4～5 (略) 第6 道路等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網等の整備を推進するものとする。</p>	計画項目	主な事業内容	事業主体	河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県	<table border="1" data-bbox="342 472 887 576"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～		○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 24年度 55.7%	国 県 市町村	<table border="1" data-bbox="1088 416 1912 668"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川保全の促進</td> <td>○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" data-bbox="1261 472 1805 568"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 25年度 55.8%</td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>国及び県は、高潮・波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を整備し、国土の保全に資するため、<u>粘り強い構造の堤防・護岸及び根固工、消波工、消波堤、離岸堤、人工リーフの新設補強を推進するものとする。</u>また、<u>既存施設の風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとする。</u></p>	計画項目	主な事業内容	事業主体	河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県	<table border="1" data-bbox="1261 472 1805 568"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～		○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 25年度 55.8%	国 県 市町村	<p>時点修正</p> <p>海岸法改正に伴う修正</p>
計画項目	主な事業内容	事業主体																																
河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県																																
	<table border="1" data-bbox="342 472 887 576"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>		ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																										
ダム名	目的	建設期間																																
利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																
	○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 24年度 55.7%	国 県 市町村																																
計画項目	主な事業内容	事業主体																																
河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進	国、県																																
	<table border="1" data-bbox="1261 472 1805 568"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>目的</th> <th>建設期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> </tbody> </table>		ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																										
ダム名	目的	建設期間																																
利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																
	○河川改修事業 県土保全整備率 19年度 54.4% → 25年度 55.8%	国 県 市町村																																

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
計画項目	主な事業内容	事業主体	計画項目	主な事業内容	事業主体	
道路網等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国道の整備（国直轄事業） <ul style="list-style-type: none"> ・バイパスの整備、拡幅整備、局部改良等 国道8号、41号、156号、160号、359号（権限代行） ・新設工事 470号（能越自動車道） ○県管理国道、県道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進 ・災害防除事業の推進 ・道路緑化の推進 ・交通混雑箇所の解消 ○市町村道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進等 	国 県 市町村	道路網等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国道の整備（国直轄事業） <ul style="list-style-type: none"> ・バイパスの整備、拡幅整備、局部改良等 国道8号、41号、156号、160号、359号（権限代行）<u>、</u> 470号（能越自動車道） ○県管理国道、県道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進 ・災害防除事業の推進 ・道路緑化の推進 ・交通混雑箇所の解消 ○市町村道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進等 	国 県 市町村	事業内容を修正
（資料「6-1-1 県内道路整備状況」）						
<p>第7～9 （略）</p> <p>第2節 災害危険地域の予防措置</p> <p>第1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村） （略）</p> <p>（1）県の措置</p> <p>ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、<u>関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</u></p> <p>イ 土砂災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図るものとする。</p>						
			<p>ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、<u>同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。</u></p> <p>イ 関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>ウ 土砂災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図るものとする。</p>			土砂災害防止法の改正に伴う修正
						記号のずれ

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ウ 危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施するものとする。</p> <p>エ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 （ア）～（エ）（略）</p> <p>オ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知及び一般に周知できる体制を整備する。</p> <p>（2）市町村の措置 ア～イ（略）</p> <p>ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>エ～オ（略）</p> <p>2 警戒避難体制の確立（市町村） （略）</p> <p>市町村は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>（1）<u>地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく具体的基準（降雨量等）（警戒避難基準）</u></p> <p>（2）<u>土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予報、警報及び避難の勧告又は指示の伝達方法</u></p>	<p>エ 危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施するものとする。</p> <p>オ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。</p> <p>カ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知及び一般に周知できる体制を整備する。</p> <p>ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応、<u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する情報等</u>について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>市町村は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。</p> <p>（1）<u>土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準、対象区域に関する事項</u></p> <p>（2）<u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項</u></p> <p>（3）<u>土砂災害及び予警報に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項</u></p> <p>（4）<u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p>	<p>記号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(3) 適切な避難方法、避難場所 (4) がけ崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化 第1 ライフライン施設の安全性強化 1 (略) 2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会） (1) 都市ガス及び簡易ガス ア ガス事故防止 (ア)～(イ) (略) (ウ) 需要家設備 (略) また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター※5の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。 イ～エ (略) (2) (略) 3～5 (略) 第2 廃棄物処理施設の安全性強化 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備す</p>	<p>(5) 避難所の開設、運用に関する事項 (6) 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設の名称及び所在地、要配慮者施設への情報伝達方法等を含む） (7) 防災意識の向上（防災訓練等を含む）に関する事項</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター※5の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。</p> <p>このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処</p>	<p>用語の修正</p> <p>国の指針改</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>る。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。</p> <p>県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。</p> <p>1 処理施設の災害予防対策（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設 市町村は、既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。 また、今後、建設する施設については、<u>し尿処理施設構造指針</u>等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ごみ、がれき等の一時保管場所の確保</u> 災害時においては、ごみ、がれきなどの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、<u>がれき等の一時保管場所を確保</u>しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） 県は、し尿、ごみ、<u>がれき</u>等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。</p> <p>第4節 防災活動体制の整備 (略) 対策の体系</p>	<p>理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。</p> <p>また、今後、建設する施設については、<u>ごみ処理施設性能指針</u>等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化に努める。</p> <p>(2) <u>ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等</u> 災害時においては、ごみ、<u>災害廃棄物</u>などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、<u>災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討</u>しておく。 <u>県は、市町村に対し、災害廃棄物等の処理に係る助言など技術的支援を行う。</u></p> <p>県は、し尿、ごみ、<u>災害廃棄物</u>等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。</p>	<p>定に伴う修正</p> <p>指針名称の修正</p> <p>用語の修正 同上</p> <p>国の指針改定に伴う修正</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">防 災 活 動 体 制 の 整 備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 防災拠点施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 県の防災拠点の整備 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 第2 気象観測施設等の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 1 気象観測施設の整備 2 水防用観測施設の整備 3 災害防止のための情報 第3 資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 水防用施設、資機材の整備 2 救出救助用資機材の整備 第4 通信連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等 第5 緊急輸送ネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保 第6 航空防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 第7 相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 国の機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力 	<p style="text-align: center;">防 災 活 動 体 制 の 整 備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 防災拠点施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 富山県広域消防防災センター 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実 第2 気象観測施設等の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 1 気象観測施設の整備 2 水防用観測施設等の整備 3 災害防止のための情報 第3 資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 水防用施設、資機材の整備 2 救出救助用資機材の整備 第4 通信連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等 第5 業務継続体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保 第6 緊急輸送ネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保 第7 航空防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 第8 相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 国の機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力 第9 災害復旧・復興への備え <ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応 2 各種データの整備保全 3 復興対策の研究 	<p>項目の修正</p> <p>同上</p> <p>項目の追加</p> <p>同上</p>
<p>第1 防災拠点施設の整備 1～2（略） 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） 北陸地方整備局は、平成15年度に全面供用開始した富山防災センターを北陸地方整備局西部地区の河川・道路など公共土木施設の災害復旧活動の防災拠点とする。また、同センターを地方自治体との連携により、災害対応を行うための支援基地として用いる。</p>	<p>北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。</p>	<p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(機能・設備)</p> <p>ア <u>水防資機材の備蓄や災害対策車両基地</u></p> <p>イ 災害発生時の情報の収集及び発信の基地</p> <p>ウ <u>災害や防災技術に関する研究開発と災害対策の訓練研修機能</u></p> <p>エ <u>普及啓発機能として、防災学習の場となる「防災ナビルーム」が設けられている。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信連絡手段（全防災関係機関） 通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 加入電話 — 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県防災行政無線 (対象：県、市町村、消防本部等) — 防災相互無線（466.775MHz） (対象：市町村) — 防災相互無線（158.35MHz） (対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等) — 携帯電話、<u>自動車電話</u> </div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	<p>(機能)</p> <p>ア <u>災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地</u></p> <p>イ 災害発生時の情報の収集、発信基地</p> <p>ウ 災害対策の訓練、<u>研修機能</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）</p> <p><u>自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>ア <u>自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化</u></p> <p>イ <u>大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 加入電話 — 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県防災行政無線 (対象：県、市町村、消防本部等) — 防災相互無線（466.775MHz） (対象：市町村) — 防災相互無線（158.35MHz） (対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等) — 携帯電話 </div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	<p>富山駐屯地の充実の記載を追加</p> <p>サービスの終了に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災行政無線 市町村防災行政無線 防災相互無線 消防防災無線 国土交通省回線 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災行政無線 市町村防災行政無線 防災相互無線 国土交通省回線 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>消防防災無線廃止に伴う修正</p>
<p>3 通信連絡体制の整備充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県総合防災情報システム (略)</p> <p>県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。</p>	<p>県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、<u>緊急速報メール</u>）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、<u>必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）</u>を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。</p> <p>また、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する災害情報共有システム（Lアラート）による伝達手段の多重化・多様化に努め</p>	<p>情報提供媒体等の追加</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>(3) 市町村防災行政無線の整備促進 市町村が使用する防災行政無線には、次の<u>3種類</u>がある。 ア～イ (略) ウ <u>市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行う地域防災無線</u> 本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もある。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。</p> <p>なお、<u>市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(4) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、携帯電話、<u>自動車電話等の整備充実に努める。</u> また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。 消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、デジタル化に係る準備を進める</p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p>市町村が使用する防災行政無線には、次の<u>2種類</u>がある。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もある<u>ため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。</u>県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。 市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 <u>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じた衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p> <p>県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、<u>衛星携帯電話等の整備充実に努める。</u></p> <p>消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、<u>デジタル化を推進するものとする。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>システム廃止に伴う修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>字句の修正</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>用語の修正、サービス終了による修正</p> <p>字句の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考													
<p>ものとする。 (5) (略) 4 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 (略) 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） (略)</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="147 866 1023 1062"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上輸送 拠点施設</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山県トラック協会総合グラウン ド</td> <td>射水市水戸田3丁目9-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） 道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、<u>県、市町村等は、陸上・海上・航空の輸送拠点施設に配慮し、広域的なダブルネットワークの形成、都市内幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進し、より効果的な道路ネットワークを構築するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。</u> (1) 第1次緊急通行確保路線 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸、東海北陸及び能越自動車道、一般国道（指定区間）、<u>一般国道と自動車道イ</u></p>	区分	名称	所在地	陸上輸送 拠点施設	(略)		富山県トラック協会総合グラウン ド	射水市水戸田3丁目9-1	(略)		<p>る。</p> <p>第5 業務継続体制の確保 <u>県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</u></p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備</p> <table border="1" data-bbox="1055 943 1924 1027"> <tbody> <tr> <td>陸上輸送 拠点施設</td> <td>(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫</td> <td>富山市婦中町島本郷1-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、<u>広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。</u></p> <p>県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠</p>	陸上輸送 拠点施設	(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷1-5	<p>業務継続体制の確保の記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>輸送拠点施設の修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p>
区分	名称	所在地													
陸上輸送 拠点施設	(略)														
	富山県トラック協会総合グラウン ド	射水市水戸田3丁目9-1													
	(略)														
陸上輸送 拠点施設	(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷1-5													

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ンターチェンジ及び輸送拠点（空港、港湾、卸売市場、トラックターミナル等）とを結ぶ幹線道路</p> <p>(2) 第2次緊急通行確保路線 第1次路線とネットワークを構成し、市町村対策本部、警察署、消防署等の市町村の防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路</p> <p>(3) 第3次緊急通行確保路線 上記路線を相互に補完する幹線道路 今後、緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワーク化を図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として、河川敷を利用した緊急交通路の整備・活用、高速自動車道への緊急乗入路の検討もあわせて進める。さらに、降雪時においても緊急交通路を確保するため除雪体制の強化に努めるほか、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワークの強化に努める。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路</p> <p>第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</p> <p>上位路線を相互に補完する幹線道路 緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。 （資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）</p> <p><u>緊急通行確保路線図（平成27年3月）</u></p>	<p>備考</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>緊急通行確保路線図の改定による修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 緊急海上輸送路の確保（県農林水産部、県土木部）</p> <p>港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。</p> <p>このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>4～5 （略）</p> <p>第6 航空防災体制の強化</p>	 <p>また、災害後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。</p> <p>第7 航空防災体制の強化</p>	<p>緊急海上輸送路の確保を具体的に記載</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用 ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。 また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請等に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、<u>広範囲の都道府県等との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定し、<u>応援部隊の受入体制を整える。</u></p> <p>県では、現在、次のとおり協定等を締結している。</p> <p>1 国の機関等との相互協力（北陸地方整備局、県土木部） <u>（追加）</u></p>	<p>また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、<u>イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。</u></p> <p>第8 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、<u>大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、<u>応援部隊の受入体制を整えている。</u> <u>さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。</u></p> <p>1 国の機関等との相互協力 <u>（1）自衛隊との連携（自衛隊、県知事政策局）</u> <u>県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。</u> <u>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらか</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>番号のずれ</p> <p>相互応援の趣旨を明確にするための修正</p> <p>字句の修正</p> <p>連携体制の整備の記載を追加</p> <p>自衛隊との連携の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県建設管理局及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、平成10年3月31日に「災害時の相互協力に関する申し合わせ」を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援</p> <p>ア 全国都道府県の災害時応援</p> <p>全国知事会では、平成8年7月18日、「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>」を締結し、各ブロック知事会又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では対応できない場合の全国知事会の調整の下に行われる広域応援について必要な事項を定めている。</p>	<p><u>じめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。</u></p> <p><u>県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</u></p> <p>(2) <u>国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）</u></p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「<u>災害時の相互協力に関する申し合わせ</u>」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p><u>なお、県と国土地理院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</u></p> <p>全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u>」を改めて締結し、広域応援に必要な事項について、①カバー（支援）県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援につい</p>	<p>備 考</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>協定の追加</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>（資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」）</p> <p>イ 9県1市の災害時応援 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成7年11月14日、「災害応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。</p> <p>（資料「12-6-2 災害応援に関する協定書、災害応援に関する協定実施細則」）</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>（2）市町村間の相互応援 市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、<u>県内及び県外の市町村との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</p> <p>現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。<u>また、阪神・淡路大震災後、県外の市町村との相互応援協定書を締結する例も増えている。</u></p> <p>（資料「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」）</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>（1）県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 電力会社等との協定 災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信</p>	<p><u>て必要な事項を定めている。</u></p> <p>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。</p> <p><u>さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>（資料「12-6-2 災害時等の応援に関する協定書」）</p> <p>市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、<u>県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>相互応援の趣旨を明確にするため修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。 <u>(ア) ～ (オ) (略)</u> <u>(追加)</u></p> <p>オ～ク (略) ケ (一社) 富山県建設業協会との協定 県と(一社)富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。 <u>(追加)</u></p> <p>(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」) <u>(追加)</u></p> <p>コ～チ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>更に、<u>県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震、津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。(資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」)</u></p> <p>更に、<u>県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。</u> (資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」) <u>(資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)</u></p> <p>ツ (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定 <u>県と(一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。(資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」)</u></p>	<p>協定の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(追加)	<p>テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定 <u>県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</u> (資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)</p>	同上
(追加)	<p>ト 中日本高速道路株式会社との協定 <u>県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。</u> (資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」) (資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)</p>	同上
(追加)	<p>ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定 <u>県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)</u></p>	同上
(追加)	<p>ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定 <u>県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社フ</u></p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>アミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u> <u>（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）</u></p>	
(追加)	<p>ヌ <u>富山県石油商業組合との協定</u> <u>県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。</u> <u>（資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）</u></p>	同上
(追加)	<p>ネ <u>（株）北陸銀行との協定</u> <u>県と（株）北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。</u> <u>（資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」）</u></p>	同上
(追加)	<p>ノ <u>（一財）北陸電気保安協会との協定</u> <u>県と（一財）北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ハ <u>（株）ダスキンの協定</u> <u>県と（株）ダスキンは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u></p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
(追加)	<p>ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連 合会との協定 県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合 連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における 棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締 結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並 びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を 取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>フ (一社) 全日本冠婚葬祭互助協会との協定 県と(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年 12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の 協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から 棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請が あった場合に必要な事項を取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>へ (公社) 富山県柔道整復師会との協定 県と(公社) 富山県柔道整復師会とは、平成25年2月5 日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締 結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り 決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ホ 富山県行政書士会との協定 県と富山県行政書士会とは、平成25年2月5日に「災 害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災 害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決 めている。</p>	同上
(追加)	<p>マ (一社) 富山県ビルメンテナンス協会との協定 県と(一社) 富山県ビルメンテナンス協会とは、平成25 年2月19日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、 消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の 公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必 要な事項を取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ミ (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協 定 県と(一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、 平成25年3月1日に「災害時における医療用ガスの供給</p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
(追加)	<p><u>に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を</u>取り決めている。</p> <p>ム (公社) 富山県薬剤師会との協定 <u>県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成25年3月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について</u>取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>メ (株)サガミチェーンとの協定 <u>県と(株)サガミチェーンとは、平成25年11月29日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について</u>取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>モ 石油連盟との覚書 <u>県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について</u>取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ヤ (公社) 富山県看護協会との協定 <u>県と(公社)富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について</u>取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ユ (一社) 富山県歯科医師会との協定 <u>県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について</u>取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ヨ (公社) 富山県獣医師会との協定 <u>県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について</u>取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定</p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 防災機関間の相互協力 防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。 ア～イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。 <u>(追加)</u></p> <p>エ (略) 4～5 (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u></p> <p><u>一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。</u></p> <p>第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 <u>国、県及び市町村等は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。</u> 2 各種データの整備保全 <u>国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。</u> <u>・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ</u></p>	<p>協定の追加</p> <p>災害復旧・復興の項目を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第5節 救援・救護体制の整備 対策の体系</p>	<p><u>体制の整備)</u> ・<u>不動産登記の保全等</u> <u>公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</u></p> <p>3 復興対策の研究 <u>関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。</u></p>	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救援・救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 消防力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 救助・救急体制の整備 2 常備消防の広域化 第2 医療救護体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 医療救護班の編成 3 医療救護所の整備 4 後方医療体制 5 医薬品、血液の供給体制 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保 第4 災害救援ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及・養成 3 ボランティアの受入体制の整備 第5 孤立集落の予防 <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救援・救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 消防力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 救助・救急体制の整備 2 常備消防の広域化 第2 医療救護体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 <u>災害派遣医療チーム（DMAT）の整備</u> 3 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備</u> 4 医療救護班の編成 5 医療救護所の整備 6 後方医療体制 7 医薬品、血液の供給体制 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保 4 <u>帰宅困難者対策</u> 5 <u>被災者等への的確な情報伝達活動</u> 第4 災害救援ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及・養成 3 ボランティアの受入体制の整備 第5 孤立集落の予防 <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 	<p>項目の追加</p> <p>同上</p>
<p>第1 消防力の強化</p> <p>1 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村）</p> <p>(1) 救助体制の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～オ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(追加)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関との連携体制</p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 県は、災害時に後方病院の被災状況や重傷患者の受入</p>	<p style="padding-left: 20px;">カ <u>消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 県は、災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>情報が把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努めるとともに、無線通信設備の<u>公的</u>病院等への整備に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、<u>操作等の訓練を定期的に行う</u>とともに、無線通信設備の<u>災害拠点病院</u>等への整備に努める。</p> <p>2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）</p> <p><u>(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成</u></p> <p>県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、<u>富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。</u></p> <p>※ <u>災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「DMAT」）</u></p> <p><u>災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。</u></p> <p><u>大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。</u></p> <p><u>(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備</u></p> <p>ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p>イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。</p> <p>ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。</p> <p>エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協</p>	<p>災害派遣医療チーム（DMAT）の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>（追加）</u></p>	<p>議・検討を行う。</p> <p>3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）</p> <p>（1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成</p> <p>県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学付属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。</p> <p>※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team。略称「DPAT」）</p> <p>自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。</p> <p>このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（DPAT）である。</p> <p>（2）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備</p> <p>ア 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。</p> <p>イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。</p> <p>ウ 県は、富山県DPATに関する検討会を設置し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備及び運営に</p>	<p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>2 医療救護班の編成（県厚生部）</u> （略）</p> <p><u>3 医療救護所の整備（市町村）</u> （略）</p> <p><u>4 後方医療体制（県厚生部）</u> （1）災害拠点病院の整備 ア 県は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備し、災害時の医療を確保する。 <u>（ア）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</u> <u>（イ）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</u> <u>（ウ）自己完結型の医療救護チームの派遣機能</u> <u>（エ）地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能</u></p> <p>イ 設置 （ア）<u>基幹災害医療センター（県に一か所）</u> 県立中央病院 （イ）<u>地域災害医療センター（二次医療圏に一か所）</u> 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>ウ 整備基準 （ア）<u>施設</u> a <u>病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース</u> b <u>救急診療に必要な診療棟は耐震構造であること</u> c <u>電気等のライフラインの維持機能</u> d <u>基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修</u></p>	<p><u>関する諸課題の検討を行う。</u></p> <p><u>4 医療救護班の編成（県厚生部）</u></p> <p><u>5 医療救護所の整備（市町村）</u></p> <p><u>6 後方医療体制（県厚生部）</u> ア 県は、<u>災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院を指定し、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> （ア）<u>基幹災害拠点病院</u> 県立中央病院、<u>富山大学附属病院</u> （イ）<u>地域災害拠点病院</u> 富山 富山市民病院、<u>富山赤十字病院</u> 高岡 高岡市民病院、<u>厚生連高岡病院</u> <u>（削除）</u></p>	<p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>に<u>必要な研修室</u></p> <p>e <u>原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有する</u></p> <p>(イ) <u>設備</u></p> <p>a <u>広域災害・救急医療情報システムの端末</u></p> <p>b <u>多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備</u></p> <p>c <u>患者の多数発生時用の簡易ベッド</u></p> <p>d <u>被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等</u></p> <p>(2) <u>後方病院の整備</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>電話回線を補完する無線通信設備を公的病院に設置する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>後方病院の防災能力の強化</u></p> <p>ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときの対策を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>5 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>血液の確保</u></p> <p>保存血液と血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 (略)</p>	<p>イ <u>県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。</u></p> <p>ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、<u>電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。</u></p> <p>7 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>血液製剤</u>については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>後方病院の対策を具体的に記載</p> <p>番号のずれ</p> <p>字句の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 市町村等の避難計画（県各局、市町村、各関係機関） 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（北陸農政局富山地域センター、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） 大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、県及び市町村等は、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公共備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p>（追加）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 食料の確保 被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの被災後1～2日間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給し、概ね3日目以降は、米飯、弁当等の炊出しを実施するものとする。</p> <p>このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 非常食の備蓄、調達体制 （ア）県は、広域的な見地から非常食を配置し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</p>	<p>市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとし、<u>県は必要に応じ、これに助言するものとする。</u></p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。</u></p> <p>被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。</p> <p>（ア）市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める</p>	<p>県の助言の記載を追加</p> <p>関係機関の修正</p> <p>物資の調達、輸送体制等の整備の記載を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>非常食の備蓄、調達体制の記載を修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(イ) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</p> <p>(ウ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(エ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。 また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 救援要請 (ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、北陸農政局富山地域センターに救援を要請するものとする。(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)</p> <p>エ 輸送 (ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。 また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センター、(一社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会に連絡しておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。</p> <p>(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</p> <p>また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、<u>国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。</u>(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)</p> <p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、(一社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会、<u>国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡しておくものとする。</u></p> <p><u>4 帰宅困難者対策</u></p>	<p></p> <p>要請先の修正</p> <p>同上</p> <p>帰宅困難者</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(追加)</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、<u>社会福祉協</u></p>	<p>県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p>なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。</p> <p>また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、<u>富山県社会</u></p>	<p>対策の記載を追加</p> <p>被災者等への情報伝達活動の記載を追加</p> <p>社会福祉協</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																										
<p>議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>第5 孤立集落の予防</p> <p>市町村等は、土砂災害の発生等による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。<u>（追加）</u></p> <p>1～4 （略）</p> <p>第6節 文教・文化財施設等災害予防 （略）</p> <p>第7節 防災営農体制の確立 対策の体系</p> <div data-bbox="147 868 813 1302"> <table border="1"> <tr><td rowspan="6">防災営農体制の確立</td><td>第1</td><td>稲及び畑作物</td></tr> <tr><td>第2</td><td>育苗施設及び乾燥調整施設</td></tr> <tr><td>第3</td><td>園芸作物及び果樹</td></tr> <tr><td>第4</td><td>家畜及び畜産施設</td></tr> <tr><td>第5</td><td>林産物</td></tr> <tr><td>第6</td><td>漁業の安全対策</td></tr> </table> </div> <p>第1 （略）</p> <p>第2 育苗施設及び乾燥調整施設（県農林水産部、市町村） （略）</p> <p>第3～6 （略）</p>	防災営農体制の確立	第1	稲及び畑作物	第2	育苗施設及び乾燥調整施設	第3	園芸作物及び果樹	第4	家畜及び畜産施設	第5	林産物	第6	漁業の安全対策	<p>福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。</p> <div data-bbox="1077 868 1742 1302"> <table border="1"> <tr><td rowspan="6">防災営農体制の確立</td><td>第1</td><td>稲及び畑作物</td></tr> <tr><td>第2</td><td>育苗施設及び乾燥調整施設</td></tr> <tr><td>第3</td><td>園芸作物及び果樹</td></tr> <tr><td>第4</td><td>家畜及び畜産施設</td></tr> <tr><td>第5</td><td>林産物</td></tr> <tr><td>第6</td><td>漁業の安全対策</td></tr> </table> </div> <p>第2 育苗施設及び乾燥調整施設（県農林水産部、市町村）</p>	防災営農体制の確立	第1	稲及び畑作物	第2	育苗施設及び乾燥調整施設	第3	園芸作物及び果樹	第4	家畜及び畜産施設	第5	林産物	第6	漁業の安全対策	<p>議会の記載を修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
防災営農体制の確立		第1	稲及び畑作物																									
		第2	育苗施設及び乾燥調整施設																									
		第3	園芸作物及び果樹																									
		第4	家畜及び畜産施設																									
		第5	林産物																									
	第6	漁業の安全対策																										
防災営農体制の確立	第1	稲及び畑作物																										
	第2	育苗施設及び乾燥調整施設																										
	第3	園芸作物及び果樹																										
	第4	家畜及び畜産施設																										
	第5	林産物																										
	第6	漁業の安全対策																										

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第8節 防災行動力の向上 対策の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">防 災 行 動 力 の 向 上</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係職員に対する防災教育 2 児童生徒等に対する防災教育 3 県民に対する防災知識の普及 4 防災意識調査 5 相談窓口 <p>第1 防災意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域における自主防災組織の充実 2 事業所における防災体制の確保 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <p>第2 自主防災組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総合防災訓練 2 個別防災訓練 3 防災訓練における通行禁止等の措置 <p>第3 防災訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の安全確保対策 <p>第4 要配慮者の安全確保</p> </div> </div> <p>第1 防災意識の高揚 1～5 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第2 自主防災組織の強化 (略) 1 地域における自主防災組織の充実(県知事政策局、市町村) (1) 自主防災組織の結成</p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">防 災 行 動 力 の 向 上</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係職員に対する防災教育 2 児童生徒等に対する防災教育 3 県民に対する防災知識の普及 4 防災意識調査 5 相談窓口 6 災害教訓の伝承 <p>第1 防災意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域における自主防災組織の充実 2 <u>企業防災の促進</u> 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <p>第2 自主防災組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総合防災訓練 2 個別防災訓練 3 防災訓練における通行禁止等の措置 <p>第3 防災訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の安全確保対策 <p>第4 要配慮者の安全確保</p> </div> </div> <p>6 災害教訓の伝承 <u>国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>項目の追加 項目の修正</p> <p>災害教訓の伝承の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。（資料「4-21-2 自主防災組織の組織率の推移」）</p> <p>ア 自主防災組織の編成基準 (ア) 自主防災組織の編成 自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。</p> <p>a 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。 b 昼夜間の活動に支障がないよう組織を編成する。</p> <p>(イ) (略) イ (略) (2) 自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村はより一層きめこまやかな指導・助言を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催、さらにインターネットを活用し</p>	<p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。<u>しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、平成21年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。</u>こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。（資料「4-21-2 自主防災組織の組織率の推移」）</p> <p>a <u>適正規模で編成</u> 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。 b 昼夜間の活動に支障がないよう編成 <u>昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。</u></p> <p>災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、<u>自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織</u></p>	<p>自主防災組織の充実の項目を具体的に記載</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p data-bbox="241 193 1021 264"><u>た防災・危機管理eーカレッジの周知及び利用の促進を図るなど教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="197 344 495 416">(3)～(5) (略) <u>(追加)</u></p> <p data-bbox="185 643 1010 675">2 <u>事業所における防災体制の確保</u>（県知事政策局、市町村）</p>	<p data-bbox="1144 193 1928 336"><u>研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1099 379 1753 416"><u>(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携</u></p> <p data-bbox="1144 419 1928 639"><u>自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。</u></p> <p data-bbox="1088 643 1704 675">2 <u>企業防災の促進</u>（県知事政策局、市町村）</p> <p data-bbox="1111 678 1928 1054"><u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1093 1058 1928 1465"><u>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。</u></p>	<p data-bbox="1955 379 2018 411">同上</p> <p data-bbox="1955 643 2130 751">企業防災について具体的に記載</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、災害時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。</p> <p>また、事業所は、災害時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実 (略)</p> <p>今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別防災訓練（各防災関係機関） (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 非常通信訓練 災害時においては、有線設備が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。 このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保する</p>	<p>また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。</p> <p>なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに<u>要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。</u></p> <p><u>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</u></p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う<u>とともに、次回の訓練に反映させるものとする。</u></p> <p>このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保する</p>	<p>防災訓練の充実について具体的に記載</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。</p> <p>なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県観光・地域振興局、市町村）</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発</p> <p>県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、<u>外国語による防災に関するパンフレット等を作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。</u>また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 案内表示板等の整備 (略)</p> <p>第9節 調査研究 (略)</p>	<p>ためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。<u>この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。</u>また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。</p> <p>県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、<u>外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。</u>また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。</p> <p>(2) <u>災害時の支援体制の整備</u> 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。</p> <p>(3) 案内表示板等の整備</p>	<p>訓練の必要性を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>外国人への支援体制の整備の記載を追加 番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2章 災害応急対策 第1節 予警報の伝達 対策の体系</p> <p>予警報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 注意報の種類及び発表基準 2 警報の種類及び発表基準 3 特別警報の種類及び発表基準 4 土砂災害警戒情報 第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 水防警報の発令及び洪水予報の発表 2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域 3 水防警報の種類、内容及び発令基準 4 洪水予報の種類と発表基準 第3 防災関係機関の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 特別警戒水位到達情報の通知及び周知 第4 伝達体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 伝達体制 2 非常時の伝達体制 3 気象予警報等伝達系統図 <p>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 1 注意報の種類及び発表基準（富山地方気象台）</p>	<p>予警報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 注意報の種類及び発表基準 2 警報の種類及び発表基準 3 特別警報の種類及び発表基準 4 土砂災害警戒情報 第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 水防警報の発令及び洪水予報の発表 2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域 3 <u>河川における水防警報の種類、内容及び発令基準</u> 4 <u>海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準</u> 5 洪水予報の種類と発表基準 第3 <u>水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準</u> <ul style="list-style-type: none"> 1 特別警戒水位到達情報の通知及び周知 第4 伝達体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 伝達体制 2 非常時の伝達体制 3 気象予警報等伝達系統図 <p>1 注意報・警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）</p>	<p>字句の修正 項目の追加 字句の修正 発表基準を現状に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																																								
一般の利用に適合するもの	種類	発表基準																																																																																																																																									
	気象注意報	強風注意報	強風による災害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で毎秒12メートル以上、海上で毎秒15メートル以上と予想されるとき。	<p>警報・注意報発表基準一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="4">富山地方気象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="4">富山県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">東部</td> <td colspan="2">西部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>東部南</td> <td>東部北</td> <td>西部北</td> <td>西部南</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="4">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="4">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td colspan="2">陸上 20m/s、海上 20m/s</td> <td colspan="2">陸上 20m/s、海上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td colspan="2">陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う</td> <td colspan="2">陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>平地 6時間降雪の深さ30cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm</td> <td>平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm</td> <td>6時間降雪の深さ30cm</td> <td>平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="2">4.5m</td> <td colspan="2">4.5m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="4">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="4">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="4">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td colspan="2">陸上 12m/s、海上 15m/s</td> <td colspan="2">陸上 12m/s、海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td colspan="2">陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う</td> <td colspan="2">陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ35cm</td> <td>6時間降雪の深さ15cm</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ30cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="2">2.0m</td> <td colspan="2">2.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="4">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="4">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="4">1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td colspan="2">陸上 100m、海上 500m</td> <td colspan="2">陸上 100m、海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="4">最小湿度40%で実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="4">1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="4">夏期: 最低気温17℃以下の日が継続 冬期: 最低気温-6℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="4">早霜・晩霜期に最低気温2℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="4">着しい着氷(雪)が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="4">100mm</td> </tr> </table>	発表官署	富山地方気象台				府県予報区	富山県				一次細分区域	東部		西部		市町村等をまとめた地域	東部南	東部北	西部北	西部南	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s		陸上 20m/s、海上 20m/s		暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う		大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm	平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	波浪(有義波高)	4.5m		4.5m		高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				強風(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s		陸上 12m/s、海上 15m/s		風雪(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う		大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ35cm	6時間降雪の深さ15cm	平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ30cm		波浪(有義波高)	2.0m		2.0m		高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				雷	落雷等により被害が予想される場合				融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上				濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m		陸上 100m、海上 500m		乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%				なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合				低温	夏期: 最低気温17℃以下の日が継続 冬期: 最低気温-6℃以下				霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下				着氷・着雪	着しい着氷(雪)が予想される場合				記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm			
		発表官署	富山地方気象台																																																																																																																																								
		府県予報区	富山県																																																																																																																																								
		一次細分区域	東部		西部																																																																																																																																						
		市町村等をまとめた地域	東部南		東部北	西部北	西部南																																																																																																																																				
		大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																								
		洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																								
		暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s		陸上 20m/s、海上 20m/s																																																																																																																																						
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う			陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う																																																																																																																																						
大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm		平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm																																																																																																																																						
波浪(有義波高)	4.5m		4.5m																																																																																																																																								
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																										
大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																										
洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																										
強風(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s		陸上 12m/s、海上 15m/s																																																																																																																																								
風雪(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う																																																																																																																																								
大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ35cm	6時間降雪の深さ15cm	平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																								
波浪(有義波高)	2.0m		2.0m																																																																																																																																								
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																										
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																										
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上																																																																																																																																										
濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m		陸上 100m、海上 500m																																																																																																																																								
乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%																																																																																																																																										
なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合																																																																																																																																										
低温	夏期: 最低気温17℃以下の日が継続 冬期: 最低気温-6℃以下																																																																																																																																										
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下																																																																																																																																										
着氷・着雪	着しい着氷(雪)が予想される場合																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm																																																																																																																																										
大雨注意報	かなりの降雨があって災害が予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 (1) 14時間雨量が70mm以上。ただし東部山地140mm以上 (2) 3時間雨量が平地で40mm以上、山間部で50mm以上 (3) 1時間雨量が平地で25mm以上、山間部で30mm以上																																																																																																																																										
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的には、視程が陸上で100m以下、又は海上で500 m以下になると予想されるとき。																																																																																																																																										
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想されるとき。																																																																																																																																										
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。																																																																																																																																										
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい災害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想されるとき。																																																																																																																																										
低温注意報	低温のため農作物等に著しい災害が予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 (1) 夏期: 最低気温が17℃以下の日が継続 (2) 冬期: 最低気温が-6℃以下																																																																																																																																										
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で日平均風速が5m/s以上かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																																										
地面現象注意報	大雨、大雪等による、山崩れ、地すべり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。																																																																																																																																										
高潮注意報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位がT. P.（東京湾平均海面）上0.7m以上になると予想されるとき。																																																																																																																																										
波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が2.0m以上になると予想されるとき。																																																																																																																																										
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。																																																																																																																																										
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 (1) 24時間雨量100mm以上、ただし東部山地140mm以上積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 3時間雨量が50mm以上 (3) 1時間雨量が25mm以上、ただし総雨量50mm以上																																																																																																																																										

※警報・注意報基準一覧表の解説

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（ ）内は基準を示す。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																					
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報を用いる。	<p>(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p> <p>(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(別表1) 大雨警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>R1=60</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>R1=50</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>R1=50</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>R1=50</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>R1=50</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>R1=50</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>R1=50</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=60</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>R1=50</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=50</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	101	舟橋村	R1=60	—	上市町	R1=50	125	立山町	R1=50	118	東部北	魚津市	R1=50	114	滑川市	R1=50	118	黒部市	R1=50	114	入善町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	114	朝日町	R1=50	120	西部北	高岡市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=60	115	氷見市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	104	小矢部市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	136	射水市	R1=50	139	西部南	砺波市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=50	111	南砺市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	111	
	市町村等をまとめた地域	市町村等		雨量基準	土壌雨量指数基準																																																				
	東部南	富山市		平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	101																																																				
舟橋村		R1=60	—																																																						
上市町		R1=50	125																																																						
立山町		R1=50	118																																																						
東部北	魚津市	R1=50	114																																																						
	滑川市	R1=50	118																																																						
	黒部市	R1=50	114																																																						
	入善町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	114																																																						
	朝日町	R1=50	120																																																						
西部北	高岡市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=60	115																																																						
	氷見市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	104																																																						
	小矢部市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	136																																																						
	射水市	R1=50	139																																																						
西部南	砺波市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=50	111																																																						
	南砺市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	111																																																						

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																																										
	<p>(別表2) 洪水警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>平地地：R1=45 平地地以外：R1=60</td> <td>井田川流域=22, 熊野川流域=17</td> <td>-</td> <td>常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>R1=60</td> <td>白岩川流域=19</td> <td>-</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>R1=50</td> <td>上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15</td> <td>-</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>R1=50</td> <td>柳津川流域=10, 白岩川流域=15</td> <td>-</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>R1=50</td> <td>早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8</td> <td>平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>R1=50</td> <td>早月川流域=22, 上市川流域=17</td> <td>平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14</td> <td>常願寺川【大川寺】</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>R1=50</td> <td>布施川流域=12</td> <td>平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25</td> <td>黒部川【愛本・愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>小川流域=16</td> <td>平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>R1=50</td> <td>小川流域=16</td> <td>-</td> <td>黒部川【愛本（下流）】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>平地地：R3=100 平地地以外：R1=60</td> <td>千保川流域=12, 祖父川流域=10</td> <td>平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21</td> <td>庄川【小牧・大門】 小矢部川【石動・長江】</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>上庄川流域=16, 余川流域=12, 仏生寺川流域=10</td> <td>平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=70</td> <td>黒石川流域=9, 子蘆川流域=17, 宮川流域=7</td> <td>-</td> <td>小矢部川【津沢・石動・長江】</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>R1=50</td> <td>和田川流域=9, 下条川流域=10</td> <td>-</td> <td>神通川【神通大橋】, 庄川【小牧・大門】 小矢部川【長江】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>平地地：R3=90 平地地以外：R1=50</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>庄川【小牧】</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>平地地：R1=50 平地地以外：R1=70</td> <td>小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15</td> <td>-</td> <td>庄川【小牧】 小矢部川【津沢】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表3) 大雨注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>R1=40</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>R1=30</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>R1=30</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>R1=30</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>R1=30</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>R1=30</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>R1=30</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=30</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=40</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>R1=25</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>平地地：R3=40 平地地以外：R1=25</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部南	富山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=60	井田川流域=22, 熊野川流域=17	-	常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】	舟橋村	R1=60	白岩川流域=19	-	常願寺川【大川寺】	上市町	R1=50	上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15	-	常願寺川【大川寺】	立山町	R1=50	柳津川流域=10, 白岩川流域=15	-	常願寺川【大川寺】	東部北	魚津市	R1=50	早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8	平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8	-	滑川市	R1=50	早月川流域=22, 上市川流域=17	平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14	常願寺川【大川寺】	黒部市	R1=50	布施川流域=12	平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25	黒部川【愛本・愛本（下流）】	入善町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小川流域=16	平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24	黒部川【愛本（下流）】	朝日町	R1=50	小川流域=16	-	黒部川【愛本（下流）】	西部北	高岡市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	千保川流域=12, 祖父川流域=10	平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21	庄川【小牧・大門】 小矢部川【石動・長江】	氷見市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	上庄川流域=16, 余川流域=12, 仏生寺川流域=10	平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10	-	小矢部市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	黒石川流域=9, 子蘆川流域=17, 宮川流域=7	-	小矢部川【津沢・石動・長江】	射水市	R1=50	和田川流域=9, 下条川流域=10	-	神通川【神通大橋】, 庄川【小牧・大門】 小矢部川【長江】	西部南	砺波市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=50	-	-	庄川【小牧】	南砺市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15	-	庄川【小牧】 小矢部川【津沢】	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	75	舟橋村	R1=40	108	上市町	R1=30	93	立山町	R1=30	88	東部北	魚津市	R1=30	85	滑川市	R1=30	88	黒部市	R1=30	85	入善町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	85	朝日町	R1=30	90	西部北	高岡市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	86	氷見市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	78	小矢部市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	102	射水市	R1=25	104	西部南	砺波市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=25	83	南砺市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	83	
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																							
東部南	富山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=60	井田川流域=22, 熊野川流域=17	-	常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】																																																																																																																																							
	舟橋村	R1=60	白岩川流域=19	-	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																							
	上市町	R1=50	上市川流域=17, 早月川流域=17, 白岩川流域=15	-	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																							
	立山町	R1=50	柳津川流域=10, 白岩川流域=15	-	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																							
東部北	魚津市	R1=50	早月川流域=22, 片貝川流域=16, 角川流域=14, 布施川流域=8	平地地：R3=80 かつ 早月川流域=8	-																																																																																																																																							
	滑川市	R1=50	早月川流域=22, 上市川流域=17	平地地：R1=30 かつ 早月川流域=14	常願寺川【大川寺】																																																																																																																																							
	黒部市	R1=50	布施川流域=12	平地地：R3=60 かつ 黒部川流域=25	黒部川【愛本・愛本（下流）】																																																																																																																																							
	入善町	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小川流域=16	平地地：R1=40 かつ 黒部川流域=24	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																							
	朝日町	R1=50	小川流域=16	-	黒部川【愛本（下流）】																																																																																																																																							
西部北	高岡市	平地地：R3=100 平地地以外：R1=60	千保川流域=12, 祖父川流域=10	平地地：R3=70 かつ 小矢部川流域=21	庄川【小牧・大門】 小矢部川【石動・長江】																																																																																																																																							
	氷見市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	上庄川流域=16, 余川流域=12, 仏生寺川流域=10	平地地：R1=25 かつ 上庄川流域=10	-																																																																																																																																							
	小矢部市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	黒石川流域=9, 子蘆川流域=17, 宮川流域=7	-	小矢部川【津沢・石動・長江】																																																																																																																																							
	射水市	R1=50	和田川流域=9, 下条川流域=10	-	神通川【神通大橋】, 庄川【小牧・大門】 小矢部川【長江】																																																																																																																																							
西部南	砺波市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=50	-	-	庄川【小牧】																																																																																																																																							
	南砺市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=70	小矢部川流域=26, 庄川流域=56, 山田川流域=12, 利賀川流域=15	-	庄川【小牧】 小矢部川【津沢】																																																																																																																																							
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																									
東部南	富山市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	75																																																																																																																																									
	舟橋村	R1=40	108																																																																																																																																									
	上市町	R1=30	93																																																																																																																																									
	立山町	R1=30	88																																																																																																																																									
東部北	魚津市	R1=30	85																																																																																																																																									
	滑川市	R1=30	88																																																																																																																																									
	黒部市	R1=30	85																																																																																																																																									
	入善町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	85																																																																																																																																									
	朝日町	R1=30	90																																																																																																																																									
西部北	高岡市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	86																																																																																																																																									
	氷見市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	78																																																																																																																																									
	小矢部市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	102																																																																																																																																									
	射水市	R1=25	104																																																																																																																																									
西部南	砺波市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=25	83																																																																																																																																									
	南砺市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	83																																																																																																																																									

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																																												
	<p>(別表4) 洪水注意報基準</p> <table border="1" data-bbox="1055 225 1928 676"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東部南</td> <td>富山市</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>井田川流域=12、熊野川流域=14</td> <td>—</td> <td>常願寺川〔大川寺〕、神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>R1=40</td> <td>白岩川流域=13</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>R1=30</td> <td>上市川流域=14、早月川流域=9、白岩川流域=12</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>R1=30</td> <td>新津川流域=5、白岩川流域=12</td> <td>—</td> <td>常願寺川〔大川寺〕</td> </tr> <tr> <td>魚津市</td> <td>R1=30</td> <td>早月川流域=18、片貝川流域=9、魚川流域=11、布施川流域=6</td> <td>平地地：R3=50 かつ 早月川流域=8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部北</td> <td>滑川市</td> <td>R1=30</td> <td>早月川流域=13、上市川流域=14</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>R1=30</td> <td>布施川流域=10</td> <td>平地地：R3=40 かつ 黒部川流域=25</td> <td>黒部川〔愛本・愛本（下流）〕</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>小川流域=8</td> <td>平地地：R1=25 かつ 黒部川流域=24</td> <td>黒部川〔愛本（下流）〕</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>R1=30</td> <td>小川流域=8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=30</td> <td>千保川流域=6、祖父川流域=8</td> <td>平地地：R3=40 かつ 小矢部川流域=21</td> <td>庄川〔小牧・大門〕、小矢部川〔長江〕</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>上庄川流域=6、余川川流域=10、仏生寺川流域=8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=40</td> <td>黒石川流域=4、子撫川流域=14、宮川流域=6</td> <td>—</td> <td>小矢部川〔津沢・石動・長江〕</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>R1=25</td> <td>和田川流域=6、下条川流域=8</td> <td>—</td> <td>庄川〔大門〕、小矢部川〔長江〕</td> </tr> <tr> <td>砺波市</td> <td>平地地：R3=40 平地地以外：R1=25</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>庄川〔小牧〕</td> </tr> <tr> <td>西部南</td> <td>南砺市</td> <td>平地地：R1=30 平地地以外：R1=40</td> <td>小矢部川流域=21、庄川流域=45、山田川流域=6、利賀川流域=12</td> <td>—</td> <td>小矢部川〔津沢〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表5) 高潮警報・注意報基準</p> <table border="1" data-bbox="1055 715 1917 1331"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】 (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部南	富山市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	井田川流域=12、熊野川流域=14	—	常願寺川〔大川寺〕、神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕	舟橋村	R1=40	白岩川流域=13	—	—	上市町	R1=30	上市川流域=14、早月川流域=9、白岩川流域=12	—	—	立山町	R1=30	新津川流域=5、白岩川流域=12	—	常願寺川〔大川寺〕	魚津市	R1=30	早月川流域=18、片貝川流域=9、魚川流域=11、布施川流域=6	平地地：R3=50 かつ 早月川流域=8	—	東部北	滑川市	R1=30	早月川流域=13、上市川流域=14	—	—	黒部市	R1=30	布施川流域=10	平地地：R3=40 かつ 黒部川流域=25	黒部川〔愛本・愛本（下流）〕	入善町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	小川流域=8	平地地：R1=25 かつ 黒部川流域=24	黒部川〔愛本（下流）〕	朝日町	R1=30	小川流域=8	—	—	西部北	高岡市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	千保川流域=6、祖父川流域=8	平地地：R3=40 かつ 小矢部川流域=21	庄川〔小牧・大門〕、小矢部川〔長江〕	氷見市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	上庄川流域=6、余川川流域=10、仏生寺川流域=8	—	—	小矢部市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	黒石川流域=4、子撫川流域=14、宮川流域=6	—	小矢部川〔津沢・石動・長江〕	射水市	R1=25	和田川流域=6、下条川流域=8	—	庄川〔大門〕、小矢部川〔長江〕	砺波市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=25	—	—	庄川〔小牧〕	西部南	南砺市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	小矢部川流域=21、庄川流域=45、山田川流域=6、利賀川流域=12	—	小矢部川〔津沢〕	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	東部南	富山市	1.0m	0.7m	舟橋村	—	—	上市町	—	—	立山町	—	—	東部北	魚津市	1.0m	0.7m	滑川市	1.0m	0.7m	黒部市	1.0m	0.7m	入善町	1.0m	0.7m	朝日町	1.0m	0.7m	西部北	高岡市	1.0m	0.7m	氷見市	1.0m	0.7m	小矢部市	—	—	射水市	1.0m	0.7m	西部南	砺波市	—	—	南砺市	—	—	
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																									
東部南	富山市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	井田川流域=12、熊野川流域=14	—	常願寺川〔大川寺〕、神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕																																																																																																																																									
	舟橋村	R1=40	白岩川流域=13	—	—																																																																																																																																									
	上市町	R1=30	上市川流域=14、早月川流域=9、白岩川流域=12	—	—																																																																																																																																									
	立山町	R1=30	新津川流域=5、白岩川流域=12	—	常願寺川〔大川寺〕																																																																																																																																									
	魚津市	R1=30	早月川流域=18、片貝川流域=9、魚川流域=11、布施川流域=6	平地地：R3=50 かつ 早月川流域=8	—																																																																																																																																									
東部北	滑川市	R1=30	早月川流域=13、上市川流域=14	—	—																																																																																																																																									
	黒部市	R1=30	布施川流域=10	平地地：R3=40 かつ 黒部川流域=25	黒部川〔愛本・愛本（下流）〕																																																																																																																																									
	入善町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	小川流域=8	平地地：R1=25 かつ 黒部川流域=24	黒部川〔愛本（下流）〕																																																																																																																																									
	朝日町	R1=30	小川流域=8	—	—																																																																																																																																									
西部北	高岡市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	千保川流域=6、祖父川流域=8	平地地：R3=40 かつ 小矢部川流域=21	庄川〔小牧・大門〕、小矢部川〔長江〕																																																																																																																																									
	氷見市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	上庄川流域=6、余川川流域=10、仏生寺川流域=8	—	—																																																																																																																																									
	小矢部市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	黒石川流域=4、子撫川流域=14、宮川流域=6	—	小矢部川〔津沢・石動・長江〕																																																																																																																																									
	射水市	R1=25	和田川流域=6、下条川流域=8	—	庄川〔大門〕、小矢部川〔長江〕																																																																																																																																									
	砺波市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=25	—	—	庄川〔小牧〕																																																																																																																																									
西部南	南砺市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	小矢部川流域=21、庄川流域=45、山田川流域=6、利賀川流域=12	—	小矢部川〔津沢〕																																																																																																																																									
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位																																																																																																																																												
		警報	注意報																																																																																																																																											
東部南	富山市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	舟橋村	—	—																																																																																																																																											
	上市町	—	—																																																																																																																																											
	立山町	—	—																																																																																																																																											
東部北	魚津市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	滑川市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	黒部市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	入善町	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	朝日町	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
西部北	高岡市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	氷見市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
	小矢部市	—	—																																																																																																																																											
	射水市	1.0m	0.7m																																																																																																																																											
西部南	砺波市	—	—																																																																																																																																											
	南砺市	—	—																																																																																																																																											

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>2 警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）</u></p>	<p>(2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。</p> <p>(3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。</p> <p>(5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</p> <p>(6) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1 及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。</p> <p>(7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。</p> <p>(8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p>(9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>注意報と記載をまとめため削除</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）	備考
一般の 利用に 適合す るもの	種類	発表基準		
		暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速20m/s以上になると予想される時。	
	気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 14時間雨量が140mm以上、ただし東部山地200mm以上 (2) 3時間雨量が平地で60mm以上、山間部で70mm以上 (3) 1時間雨量が平地で40mm以上、山間部で50mm以上、ただし、総雨量が平地で110mm以上、山間部で140mm以上	
	地面現象警報	大雨、大雪等による、山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象警報の本文に含めて発表する。		
	高潮警報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位がT. P.（東京湾平均海面）上、1.0m以上になると予想される時。		
	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が4.5m以上になると予想される時。		
	浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象警報の本文に含めて発表する。		
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、河川の水が著しく増し、そのために重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 24時間雨量が140mm以上、ただし東部山地200mm以上 (2) 3時間雨量が平地60mm以上、山間部70mm以上 (3) 1時間雨量が40mm以上、山間部50mm以上、ただし、総雨量が平地で110mm以上、山間部で140mm以上		
	水防活動の 利用に適合 するもの	水防活動用 大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報を用いる。	
		水防活動用 高潮警報	〃 高潮警報を用いる。	
水防活動用 洪水警報		〃 洪水警報を用いる。		
水防活動用 洪水警報				
<p>(注) 1 注意報、警報に東部、西部等の地域名を付したときの区分は次のとおりである。</p>				

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>東部北 朝日町、入善町、黒部市宇奈月、黒部市黒部、魚津市、滑川市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東部南 富山市富山、富山市大沢野、富山市八尾町、富山市婦中町、富山市大山、富山市山田、富山市細入、立山町、上市町、舟橋村</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>西部北 高岡市高岡、射水新湊、氷見市、小矢部市、射水下、射水小杉、射水大門地域、射水大島、高岡市福岡町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部南 砺波市砺波、砺波市庄川町、南砺城端地域、南砺上平、南砺平、南砺利賀地域、南砺井波地域、南砺井口地域、南砺福野地域、南砺福光地域</td> </tr> </tbody> </table>		区分	市町村	東部	東部北 朝日町、入善町、黒部市宇奈月、黒部市黒部、魚津市、滑川市		東部南 富山市富山、富山市大沢野、富山市八尾町、富山市婦中町、富山市大山、富山市山田、富山市細入、立山町、上市町、舟橋村	西部	西部北 高岡市高岡、射水新湊、氷見市、小矢部市、射水下、射水小杉、射水大門地域、射水大島、高岡市福岡町		西部南 砺波市砺波、砺波市庄川町、南砺城端地域、南砺上平、南砺平、南砺利賀地域、南砺井波地域、南砺井口地域、南砺福野地域、南砺福光地域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>東部北 朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東部南 富山市、立山町、上市町、舟橋村</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>西部北 高岡市、射水市、氷見市、小矢部市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部南 砺波市、南砺市</td> </tr> </tbody> </table>		区分	市町村	東部	東部北 朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市		東部南 富山市、立山町、上市町、舟橋村	西部	西部北 高岡市、射水市、氷見市、小矢部市		西部南 砺波市、南砺市	<p>現状に合わせた修正</p>			
区分	市町村																										
東部	東部北 朝日町、入善町、黒部市宇奈月、黒部市黒部、魚津市、滑川市																										
	東部南 富山市富山、富山市大沢野、富山市八尾町、富山市婦中町、富山市大山、富山市山田、富山市細入、立山町、上市町、舟橋村																										
西部	西部北 高岡市高岡、射水新湊、氷見市、小矢部市、射水下、射水小杉、射水大門地域、射水大島、高岡市福岡町																										
	西部南 砺波市砺波、砺波市庄川町、南砺城端地域、南砺上平、南砺平、南砺利賀地域、南砺井波地域、南砺井口地域、南砺福野地域、南砺福光地域																										
区分	市町村																										
東部	東部北 朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市																										
	東部南 富山市、立山町、上市町、舟橋村																										
西部	西部北 高岡市、射水市、氷見市、小矢部市																										
	西部南 砺波市、南砺市																										
<p>2 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。</p> <p>また、概ね平地は海拔 200m 未満。山間部は 200m 以上。<u>東部山地は 1,000m 以上の地域である。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>3 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）</p> <p>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。</p>		現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	<p>また、概ね平地は海拔 200m 未満。山間部は 200m 以上の地域である。</p> <p>2 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>同程度の温帯低気圧により</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td></td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県は富山地方気象台と共同で市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表し通知する。</p>		現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合	波浪		高波になると予想される場合	<p>番号のずれ</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>番号のずれ 字句の修正</p>
現象の種類	基準																										
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																										
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																										
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合																										
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合																										
現象の種類	基準																										
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																										
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																									
高潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合																									
波浪		高波になると予想される場合																									

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）		備考
種類	発表基準	発表区分		発表対象地域名		表の形式修正
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市		
<p>※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。 （追加）</p>				<p>※土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される場合など、土砂災害の危険性が低くなったときに行う。 ※土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないため、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等の詳細を特定するものではないことに留意する。</p>		補足説明の追加
<p>第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準</p> <p>1 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）</p> <p>(1) 水防警報の発令</p> <p>国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について、水防警報を発令する。 （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 水防警報及び洪水予報を行う河川並びにその区域（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）</p> <p>水防警報を発令する河川海岸及び洪水予報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は知事が指定する。知事が洪水予報を行う河川を指定する場合は、気象庁長官に協議する。</p> <p>3 水防警報の種類、内容及び発令基準（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>(1) 国の基準等</p>				<p>国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川・海岸について、水防警報を発令する。 （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 水防警報及び洪水予報を行う河川・海岸並びにその区域（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）</p> <p>水防警報を発令する河川・海岸及び洪水予報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は知事が指定する。知事が洪水予報を行う河川を指定する場合は、気象庁長官に協議する。</p> <p>3 河川における水防警報の種類、内容及び発令基準（北陸地方整備局、県土木部）</p>		字句の修正
						同上
						同上
						同上

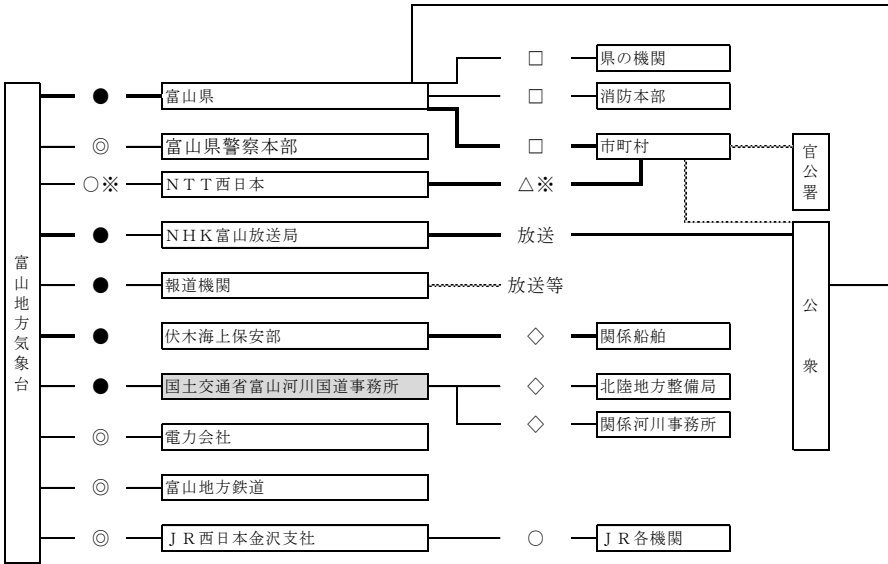
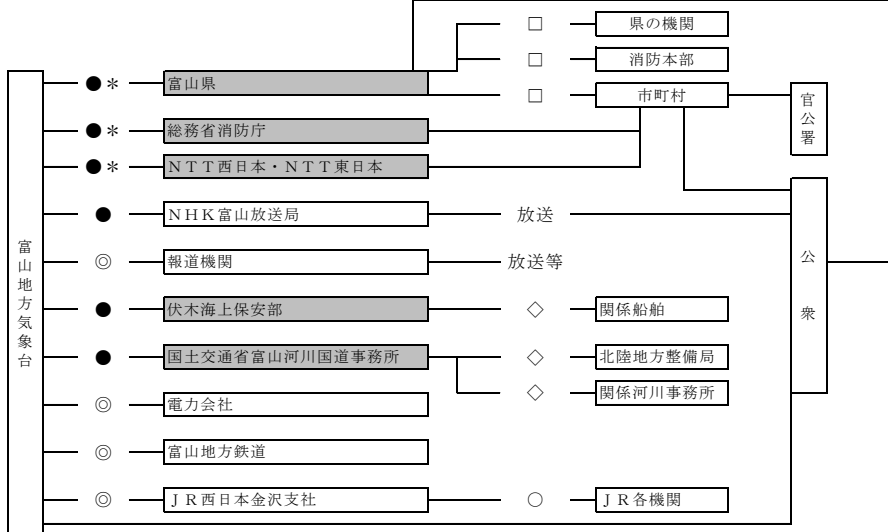
富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
種類	内 容		発令基準		種類	内 容		発令基準		国の基準を 現状に合わせ せて修正
準備	水防に関する情報連絡 水防資機材の整備点検 水門等の開閉の準備 水防機関に出動の準備を通知するもの		雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められるとき。 <u>指定水位に達し、警戒水位を超えるおそれがあるとき。</u>		準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。		雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 <u>水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</u>		
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの		<u>水位・流量その他の河川の状況により水位が警戒水位以上に上昇するおそれがあるとき。</u>		出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。		<u>水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。</u>		
解散	水防活動の終了を通知するもの		<u>水位が警戒水位以下に復したとき。ただし、警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</u>		解除	水防活動の終了を通知するもの。		<u>水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</u>		
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの		適宜河川の状況を通知する。		状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。		適宜河川の状況を通知する必要があるとき。		
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合には、上記に準じて水防警報を発令する。					※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。					県の基準を 現状に合わせ せて修正
(2) 県の基準等 水防警報発令指定河川における水防警報の発令基準は、 <u>水位（流量）観測所の水位（流量）が警戒水位（流量）を超えるおそれのあるときとし、その段階は次のとおり待機、準備、出動、状況、解除の5段階とする。</u> <u>その他の河川については、県の水防計画に準じて水防管理者において、あらかじめ計画を定め、自主的に行うものとする。</u>					種類 内 容 発令基準					
待機	準備	出動	状況	解除	準備	第1段階 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。		雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。		
警戒水位（流量）以上に達すると思われるとき。	おおむね警戒水位（流量）の8割程度に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	警戒水位（流量）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたととき。	水防作業の必要がなくなったとき。	出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。		氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。		
					状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。		出動後の状況に変化を認めたとき。		
					解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。		水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位（指定水位）を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。		
段 階 第1段階 待機 水防団員の足留を行うもの 第2段階 準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの										

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p>第3段階 出動 水防団員の出動を通知するもの</p> <p>第4段階 状況 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの</p> <p>第5段階 解除 水防活動の終了を通知するもの</p> <p>(略) (追加)</p> <p>4 洪水予報の種類と発表基準（北陸地方整備局、県土木部）</p>	<p>※1 これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。</p> <p>※2 地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。</p> <p>※3 水防警報を発令する河川に指定されていない河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。</p> <p>4 海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準（下新川海岸）</p> <table border="1" data-bbox="1048 655 1928 1337"> <thead> <tr> <th colspan="3">下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所・石田波浪観測所）</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機・準備</td> <td>波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。</td> <td>気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・土の積み ・避難誘導 ・排水ポンプ作業等</td> <td>気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>距離確保準備</td> <td>激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。</td> <td>気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。</td> </tr> <tr> <td>距離確保</td> <td>激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。</td> <td>気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。</td> </tr> <tr> <td>距離確保解除</td> <td>激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。</td> <td>気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td>気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各波浪観測所における具体的な発令基準については、県の水防計画において定めるものとする。</p> <p>5 洪水予報の種類と発表基準（北陸地方整備局、県土木部）</p>	下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所・石田波浪観測所）			種類	内容	発令基準	待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・土の積み ・避難誘導 ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。	距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。	距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	解除	激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	<p>下新川海岸における水防警報発令基準を追加</p> <p>番号のずれ</p>
下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所・石田波浪観測所）																										
種類	内容	発令基準																								
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。																								
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・土の積み ・避難誘導 ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。																								
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。																								
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。																								
距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。																								
解除	激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。																								

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 気象情報等伝達系統図（各防災関係機関）</p> 	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p><u>土砂災害警戒情報等が発表された場合は、担当部署は、土砂災害警戒情報伝達系統図に基づき、伝達先へ確実に伝達するものとする。</u></p> 	<p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>凡例</p> <p>—— 法令（気象業務法等）による通知系統</p> <p>----- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統</p> <p>—— 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統</p> <p>◎ 防災情報提供装置（防災情報提供システム含む） ○ 専用電話（専用線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ● 防災情報提供装置</p> <p>■ 法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p> <p>※ 警報の略号のみを伝達</p>	<p>●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） ○ 専用電話（専用線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）</p>	
<p>第2節 災害未然防止活動の実施 対策の体系</p> <p>災害未然防止活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 水害対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 雨量、水位等の観測及び通報 2 水防警報の発令及び洪水予報の発表 3 特別警戒水位到達情報の通知及び周知 4 監視及び警戒 5 水防作業 6 決壊後の通報及び決壊後の処置 第2 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達 2 危険箇所の警戒及び避難 3 緊急現地調査 4 二次災害防止対策 5 専門技術者の協力 <p>第1 水害対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洪水予報の発表</p>	<p>災害未然防止活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 水害対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 雨量、水位等の観測及び通報 2 水防警報の発令及び洪水予報の発表 3 特別警戒水位到達情報の通知及び周知 4 監視及び警戒 5 水防作業 6 決壊後の通報及び決壊後の処置 第2 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達 2 危険箇所の警戒及び避難 3 緊急現地調査 4 <u>土砂災害警戒情報の通知及び活用</u> 5 <u>土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び周知</u> 6 二次災害防止対策 7 専門技術者の協力 8 <u>避難勧告等の解除のための助言</u> 	<p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>6 専門技術者の協力（県農林水産部、県土木部）</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>第3節 応急活動体制</p> <p>対策の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">応急活動体制</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 県の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の非常配備・参集 2 県災害対策本部等の設置 第2 市町村の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 責務 2 活動体制 第3 防災関係機関の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 責務 2 活動体制 第4 災害救援ボランティアの受入れ <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティア班の設置 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 3 市町村災害救援ボランティア本部 4 災害救援ボランティア現地事務所 </div> </div> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>7 専門技術者の協力（県農林水産部、県土木部）</p> <p>8 避難勧告等の解除のための助言（県土木部、北陸地方整備局、市町村）</p> <p><u>(1) 市町村の措置</u></p> <p>市町村は、避難勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p><u>(2) 国及び県の措置</u></p> <p>助言を求められた国又は県は、必要な助言を行う。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">応急活動体制</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 県の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の非常配備・参集 2 県災害対策本部等の設置 第2 市町村の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 責務 2 活動体制 第3 防災関係機関の活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 責務 2 活動体制 第4 災害救援ボランティアの受入れ <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティア班の設置 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 3 市町村災害救援ボランティア本部 4 災害救援ボランティア現地事務所 第5 帰宅困難者対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 徒歩帰宅支援ステーション 2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容 3 その他 </div> </div>	<p>同上</p> <p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p> <p>項目の追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 組織 ア (略) イ 支部 (ア)～(ウ) (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 支部 (ア)～(ウ) (略) 県災害対策本部支部組織図</p>	<p><u>(エ) 災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。</u></p> <p><u>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</u></p> <p><u>なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする</u></p> <p>県災害対策本部支部組織図</p>	<p>被災市町村支援チームの記載を追加</p> <p>災害医療対策チームの記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																				
対県 策災 本部 部害	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山支部</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>高岡支部</td> <td>高岡市、氷見市、射水市</td> </tr> <tr> <td>魚津支部</td> <td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td> </tr> <tr> <td>砺波支部</td> <td>砺波市、小矢部市、南砺市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管区域	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市	対県 策災 本部 部害	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山支部</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>高岡支部</td> <td>高岡市、氷見市、射水市</td> </tr> <tr> <td>魚津支部</td> <td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td> </tr> <tr> <td>砺波支部</td> <td>砺波市、小矢部市、南砺市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所管区域	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市	字句の修正
	名称	所管区域																						
富山支部	富山市																							
高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																							
魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																							
砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																							
名称	所管区域																							
富山支部	富山市																							
高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																							
魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																							
砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">支部長（土木センター所長）</td> <td>総務・土木班</td> <td>班長：土木センター次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助・保健班</td> <td>班長：厚生センター所長</td> </tr> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長：農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>班長：教育事務所長</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>班長：その他出先機関の長</td> </tr> </table>	支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">支部長（土木センター所長）</td> <td>総務・土木班</td> <td>班長：土木センター次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助・保健班</td> <td>班長：厚生センター所長</td> </tr> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長：農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>班長：教育事務所長</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>班長：その他出先機関の長</td> </tr> </table>	支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	
支部長（土木センター所長）		総務・土木班	班長：土木センター次長																					
		災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																					
		農地林務班	班長：農林振興センター所長																					
		教育班	班長：教育事務所長																					
	協力班	班長：その他出先機関の長																						
支部長（土木センター所長）	総務・土木班	班長：土木センター次長																						
	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																						
	農地林務班	班長：農林振興センター所長																						
	教育班	班長：教育事務所長																						
	協力班	班長：その他出先機関の長																						
<p>（追加）</p> <p>（資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）</p> <p>第2～3（略）</p> <p>第4 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>1（略）</p> <p>2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化 部）</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）機能・業務 ア～カ（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害 救助・保健班長とする。</p>	補足の追加																						
<p>3～4（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協 定」等に基づく支援要請</p> <p>ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害 救援NPO等）との連絡調整</p> <p>第5 帰宅困難者対策（県知事政策局、市町村）</p> <p>都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入 滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、 自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想され</p>	現状に合わせ た修正																						
		帰宅困難者 対策の記載 を追加																						

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被害状況等の伝達手段（各防災関係機関） （略）</p> <p>(1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。</p>	<p>る。</p> <p><u>このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。</u></p> <p>1 徒歩帰宅支援ステーション</p> <p><u>（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。</u></p> <p>2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容</p> <p><u>(1) 水道水、トイレ等の提供</u></p> <p><u>(2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供</u></p> <p><u>（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）</u></p> <p>3 その他</p> <p><u>（株）北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。（資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」）</u></p> <p>(1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。</p>	<p>伝達手段の追加による修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制 (略)</p> <p>1 有線電話（NTT西日本、各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常・緊急通話 電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急通話の場 合は、次の方法によるものとする。 災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局 番なしの「102」をダイヤルしNTT所轄支店のオペレー ターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。 ・非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。 ・「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称 ・相手の電話番号及び通話内容</p> <p>(3) 専用電話 (略)</p> <p>2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ）</p> <p>(1) 県防災行政無線 震災時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネッ トワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、 データ・画像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地 球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送 機能を活用する。 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 携帯電話・自動車電話 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 放送（県知事政策局、市町村、各放送局）</p>	<p>第2 通信連絡体制</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 専用電話</p> <p>災害時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネッ トワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、デー タ・画像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局に よる災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活 用する。</p> <p>(3) 携帯電話</p> <p><u>(4) 衛星携帯電話</u> 県は、衛星携帯電話を整備し、積極的に活用する。</p> <p><u>(5) 移動体通信事業者が提供するサービス</u> 県は、携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事 業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。</p> <p>3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）</p>	<p>番号の修正</p> <p>サービスの 終了に伴う 修正</p> <p>番号のずれ</p> <p>用語の修正</p> <p>サービス終 了による修 正、現状に合 わせた修正 同上</p> <p>組織改変に</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 広報及び広聴活動</p> <p>(略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報活動の内容</p> <p>ア 広域災害広報</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 地域災害広報</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>緊急速報メール（エリアメール）</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 広聴活動等（<u>県知事政策局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用</p>	<p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>携帯端末の緊急速報メール機能等</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>携帯端末の緊急速報メール機能等</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>2 広聴活動等（<u>県経営管理部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>）</p>	<p>伴う修正</p> <p>情報提供媒体、伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>用語の修正</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局、県厚生部</u>） （略）</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1 災害救助の実施機関（<u>県厚生部</u>） （略）</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（<u>県厚生部</u>） （略）</p> <p style="text-align: center;">災害救助法による応急救助の実施概念図</p> <p>第6節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請</p>	<p>1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局</u>）</p> <p>1 災害救助の実施機関（<u>県厚生部、県関係部局</u>）</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（<u>県厚生部、県関係部局</u>）</p> <p style="text-align: center;">災害救助法による応急救助の実施概念図</p> <p style="text-align: right;">字句の修正</p> <p style="text-align: right;">同上</p> <p style="text-align: right;">同上</p>	<p>関係部局の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1～3（略）</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）（県厚生部）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できない場合は、必要に応じて、厚生労働大臣に対し災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。</p> <p>※ <u>災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「ディーマット DMAT」）</u></p> <p><u>災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。</u></p> <p><u>大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県厚生部、<u>県知事政策局</u>）</p> <p><u>（1）応援要請</u></p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、<u>他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（2）広域医療搬送</u></p> <p><u>県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。</u></p> <p><u>※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit。略称「SCU」）</u></p> <p><u>患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。</u></p> <p><u>被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。</u></p>	<p>関係部局の修正 災害派遣医療チーム（DMAT）の記載等を追加</p> <p>説明既出による削除</p> <p>広域医療搬送の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>5 (略)</p> <p>第7節 救助・救急活動 対策の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">救助・救急活動</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・伝達 2 消防・警察の救助活動 3 救助資機材の調達 4 自主防災組織の活動 第2 救急活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等による応急手当 2 救急要請への対応 3 医療機関等との連携 4 ヘリコプターの活用 第3 消防応援要請 <ul style="list-style-type: none"> 1 県内他市町村への応援要請 2 他県等への応援要請 3 消防庁の対応 4 応援要請市町村の対応 </div> </div> <p>第1～2 (略) 第3 消防応援要請 1～2 (略) <u>(追加)</u></p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">救助・救急活動</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・伝達 2 消防・警察の救助活動 3 救助資機材の調達 4 自主防災組織の活動 第2 救急活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等による応急手当 2 救急要請への対応 3 医療機関等との連携 4 ヘリコプターの活用 第3 消防応援要請 <ul style="list-style-type: none"> 1 県内他市町村への応援要請 2 他県等への応援要請 3 <u>緊急消防援助隊の出動要請</u> 4 消防庁の対応 5 応援要請市町村の対応 6 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備 第4 惨事ストレス対策 </div> </div> <p><u>3 緊急消防援助隊の出動要請（県知事政策局、市町村）</u> <u>(1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。</u> ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人</p>	<p>項目の追加</p> <p>同上 同上</p> <p>緊急消防援助隊の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 消防庁の対応 （略）</p> <p>4 応援要請市町村の対応（市町村） （略） （追加）</p> <p>（追加）</p> <p>第8節 医療救護活動 対策の体系</p>	<p>的・物的被害の状況 イ 応援要請日時、必要応援部隊 ウ その他の情報（必要資機材、装備等）</p> <p><u>(2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。</u></p> <p>4 消防庁の対応</p> <p>5 応援要請市町村の対応（市町村）</p> <p>6 <u>緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）</u> 消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。 <u>(1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）</u> <u>(2) 水利の情報</u> ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等） イ 水利の所在地 ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等） <u>(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報</u> <u>(4) 住民の避難場所の情報</u> <u>(5) 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報</u></p> <p>第4 惨事ストレス対策（各防災関係機関） <u>救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p>	<p>備考</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>緊急消防援助隊の記載を追加</p> <p>惨事ストレス対策の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<p>ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生したために、<u>即刻医療救護班</u>を出動させる必要がある場合。</p> <p>イ (略)</p> <p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p><u>遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等</u>を出動させるものとする。</p> <p>ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、<u>緊急でやむを得ない事情</u>が発生したために、<u>即刻出動</u>させる必要がある場合。</p> <p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 医療救護班の派遣 （略）</p> <p>第3 医療救護所の設置及び運営 （略）</p> <p>第4 後方医療体制（県厚生部） （追加）</p> <p>1 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。</p> <p>2 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。</p> <p>第5 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 （略）</p> <p>2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部） 保存血液と血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。</p>	<p>知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。</p> <p>富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出勤させる。</p> <p>2 富山県DMATの活動内容 富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等</p> <p>(3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援</p> <p>(4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援</p> <p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p> <p>第3 医療救護班の派遣</p> <p>第4 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第5 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。</p> <p>2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。</p> <p>3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。</p> <p>第6 医薬品、血液の供給体制</p> <p>血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。</p>	<p>(DMAT)の記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>後方病院の役割を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>番号のずれ</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。</p> <p>第6 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 （略）</p> <p>第7 被災地における保健医療の確保 （略）</p> <p>第8 精神保健医療体制</p> <p>1 （略）</p> <p>2 公立病院を中心とする精神科医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>（1）<u>県災害対策本部健康班（健康課）の要請により、公立をはじめとする精神科病院は精神科医療救護班を編成する。</u> <u>また、精神科医療救護班が行う厚生センター、避難場所、災害現場等における救急をはじめとする治療や転院等に対応し、後方病院との連携を図るための体制を整える。</u></p> <p>（2）<u>精神科医療救護班は、厚生センター等に設置される精神科救護所を中心に活動し、医療救護班と連携及び調整を図る。</u></p> <p>3 精神科後方病院の設置（県厚生部） 公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は精神科医療救護班を支援する。</p> <p>4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部） 精神科医や保健師、精神保健福祉相談員は、心の健康セン</p>	<p>第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第8 被災地における保健医療の確保</p> <p>第9 精神保健医療体制</p> <p>2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）</p> <p>（1）<u>富山県DPATの派遣要請</u> <u>知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。</u> <u>富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。</u></p> <p>（2）<u>富山県DPATの活動内容</u> <u>富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。</u> ア <u>情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント</u> イ <u>災害によって障害された既存の精神医療システムの支援</u> ウ <u>災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応</u> エ <u>支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援</u> オ <u>メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等</u></p> <p>公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県DPATを支援する。</p> <p>精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医</p>	<p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣の記載を追加</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ターの指示により、医療救護班及び精神科医療救護班と連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。</p> <p>なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・<u>心理判定員</u>等と連携を図る。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第9節 避難活動</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難所の運営（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて<u>プライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第4 要配慮者への援護</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等いわゆる要配慮者</p>	<p>療救護班及び富山県DPATと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。</p> <p>なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・<u>児童心理司</u>等と連携を図る。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、<u>女性</u>への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>避難所の運営に関する記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>字句の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援 <u>(追加)</u></p> <p>ア 社会福祉施設への緊急入所 (略)</p> <p>イ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、デジタル放送対応テレビ等）</p> <p>ウ 要配慮者の実態調査とサービスの提供 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 精神保健対策</p> <p>1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）</p> <p>(1) 診療所や相談所において、医療救護班と精神科医療救護班はともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>ア <u>福祉避難所の設置</u> 被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定する。 被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ）</p> <p>エ 要配慮者の実態調査とサービスの提供</p> <p>(1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATはともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。</p>	<p>福祉避難所の記載を追加</p> <p>記号のずれ</p> <p>同上</p> <p>例示の追加 記号のずれ</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除） （略）</p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 (略) 第2 食料・生活必需品の供給 1 供給方法（市町村） (1) (略) (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者へ優先的に供給する。 2 供給確保（北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) 非常食・生活必需品 ア～イ (略) ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部、<u>北陸農政局富山地域センター</u>に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。 ※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。</p> <p style="text-align: center;">非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	<p>県及び市町村の緊急通行車両等については、<u>富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」</u>に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。</p> <p>(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）</p> <p>(2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。 ※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。</p> <p style="text-align: center;">非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	<p>両用燃料の供給に関する記載の追加 番号のずれ</p> <p>用語の修正 要請先の修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考						
<p>凡 例 — 県 被災市町村</p>	<p>凡 例 — 県 被災市町村</p>	<p>要請先の修正</p>						
<p>(2) 主食（米穀）の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省生産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、北陸農政局富山地域センターを通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>なお、精米能力に限界がある場合は、他県からの応援で対処する。</p>	<p>同上</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県 農 林 水産部</td> <td>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		県 農 林 水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山		
機関名	実施内容							
(略)								
県 農 林 水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山							

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>域センター及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。</p>		
卸売市場	<p>県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。</p>		
農林水産省生産局	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>		
北陸農政局	<p><u>知事から、県においては調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けたとき、北陸農政局長は、速やかに管内の生鮮食料品の需給動向を把握し、関係団体等に出荷等の要請を行う。</u></p>	(削除)	同上
北陸農政局富山地域センター	<p><u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品等）・調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</u></p>	(削除)	同上
<p>(資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 食品の流通確保（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。</p> <p>各機関の対応は次のとおりである。</p>		<p>5 食品の流通確保（県農林水産部）</p> <p>災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。</p>	関係機関の修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
機関名	実施内容		
卸売市場	<p>被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。 	<p>卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。 	要請先の修正により表形式を修正
北陸農政局	<u>知事の要請を受け、応援食料品の円滑なる調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送及びメーカーへの円滑な輸送を要請する。</u>		
北陸農政局 富山地域センター	<u>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</u>		
第3 (略)			
第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)			
第13節 警備活動 (略)			
第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬 (略)			
第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 対策の体系			

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ライフライン施設の応急復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 電力施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 初動活動体制 2 情報の早期収集と伝達 3 広報サービス体制 4 応急復旧活動 第2 ガス施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 都市ガス及び簡易ガス対策 2 LPガス対策 第3 上水道施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水対応 2 応急復旧対応 第4 下水道施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 応急復旧対応 2 他部局との連携 第5 通信施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 非常用衛星通信装置の使用 2 通信施設の応急措置 	<p>ライフライン施設の応急復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 電力施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 初動活動体制 2 情報の早期収集と伝達 3 広報サービス体制 4 応急復旧活動 第2 ガス施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 都市ガス及び簡易ガス対策 2 LPガス対策 第3 上水道施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水対応 2 応急復旧対応 第4 下水道施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 応急復旧対応 2 他部局との連携 3 広報活動 第5 通信施設 <ul style="list-style-type: none"> 1 非常用衛星通信装置の使用 2 通信施設の応急措置 	<p>項目の追加</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 LPガス対策（県生活環境文化部、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会）</p> <p>LPガス販売店は、容器の転倒や流出等による災害事故発生時には、消防との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送の措置を速やかに実施する。</p> <p>県、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会は、風水害によりLPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、消費者がとるべき措置について、広報活動を行う。</p> <p>また、(一社)富山県エルピーガス協会は、販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、LPガス設備の緊急安全点検を実施する。</p>	<p>(1) 災害時広報</p> <p>県、市町村及び(一社)富山県エルピーガス協会は、地震・津波のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。</p> <p>(2) 応急復旧活動</p> <p>(一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。</p> <p>ア 富山県LPガス災害対策本部による活動</p>	<p>LPガス対策について具体的に記載</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3 (略)</p> <p>第4 下水道施設</p> <p>1 応急復旧対応（県土木部、市町村） (1)～(3) <u>(追加)</u></p> <p>2 (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>(ア) 設置</u> 以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。 ・県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害 ・災害救助法が適用される災害 ・気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害 なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。</p> <p><u>(イ) 活動</u> ・消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施 ・被害状況の収集、分析及び連絡 ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援 ・関係機関・団体との連絡・調整</p> <p><u>イ LPガスの安定的な供給</u> 県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。</p> <p><u>(4) 広域支援体制</u> <u>ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。</u> <u>イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。</u></p> <p><u>3 広報活動（県土木部、市町村）</u> <u>下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の</u></p>	<p>広域支援体制に関する記載を追加</p> <p>広報活動の項目を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5 通信施設</p> <p>1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本、NTTドコモ） 災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む）を出動させ、通信を確保する。 <u>（追加）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第16節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p>第1 公共土木施設等 各管理者は、地震時の初動期において必要に応じた公共土木施設の緊急点検を行うこととする。 公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。 <u>また、実践的な応急対策を確保するため、別途「応急復旧活動のためのマニュアル」を策定する。</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村） (1)～(3) （略） <u>（追加）</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>第2～3 （略）</p>	<p><u>使用制限を行い、その広報活動を行う。</u></p> <p><u>また、孤立防止用衛星通信システム（Ku-1）も出動させる。</u></p> <p><u>また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための「土木部災害発生時初動対応マニュアル」を策定する。</u></p> <p><u>（4）国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請</u> <u>申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等</u> <u>応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第17節 農林水産業の応急対策 対策の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">農林水産業の 応急対策</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第1 稲及び畑作物 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第2 農地 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第3 水稻育苗施設及び乾燥調整施設 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第4 園芸作物及び果樹 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第5 施設園芸用施設 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第6 畜産及び畜産施設 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第7 漁船、漁具等 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第8 農業用排水路 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第9 林産地 </div> </div> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 水稻育苗施設及び乾燥調整施設（県農林水産部） (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 施設園芸用施設（県農林水産部） (略)</p> <p>第6～9 (略)</p> <p>第18節 応急住宅対策</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 被災世帯の調査（県厚生部）</p> <p>県は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を</p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">農林水産業の 応急対策</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第1 稲及び畑作物 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第2 農地 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第3 水稻育苗施設及び乾燥調製施設 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第4 園芸作物及び果樹 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第5 園芸用施設 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第6 畜産及び畜産施設 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第7 漁船、漁具等 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第8 農業用排水路 <li style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第9 林産地 </div> </div> <p>第3 水稻育苗施設及び乾燥調製施設（県農林水産部）</p> <p>第5 園芸用施設（県農林水産部）</p> <p>1 被災世帯の調査（県厚生部、<u>県土木部</u>、市町村）</p> <p>県及び市町村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な</p>	<p>字句の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>関係部局の修正 現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>施する。</p> <p><u>(1) 被害状況</u></p> <p><u>(2) 被災地における住民の動向及び市町村の住宅に関する要望事項</u></p> <p><u>(3) 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定</u></p> <p><u>(4) 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等</u></p> <p><u>(5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設用地 <u>県及び市町村は、あらかじめ応急仮設住宅建設予定地を定めておく。</u></p> <p>(3) 設置戸数 <u>被災世帯が必要とする戸数を設置する。</u></p> <p>(4) 建設の規模及び費用 <u>1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。</u></p>	<p>次の調査を実施する。</p> <p><u>(1) 市町村は、次の調査を実施する。</u></p> <p><u>ア 住宅及び宅地の被害状況</u></p> <p><u>イ 被災地における住民の動向</u></p> <p><u>ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望</u></p> <p><u>(2) 県は、次の調査を実施する。</u></p> <p><u>ア 市町村の調査に基づく被災戸数</u></p> <p><u>イ 市町村の住宅に関する要望事項</u></p> <p><u>ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定</u></p> <p><u>エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等</u></p> <p><u>オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p> <p><u>市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。</u></p> <p><u><応急仮設住宅建設予定地選定の基準></u></p> <p><u>ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。</u></p> <p><u>イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。</u></p> <p><u>ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。</u></p> <p><u>県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。</u></p> <p><u>1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等に</u></p>	<p></p> <p>建設予定地について具体的に記載</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p>

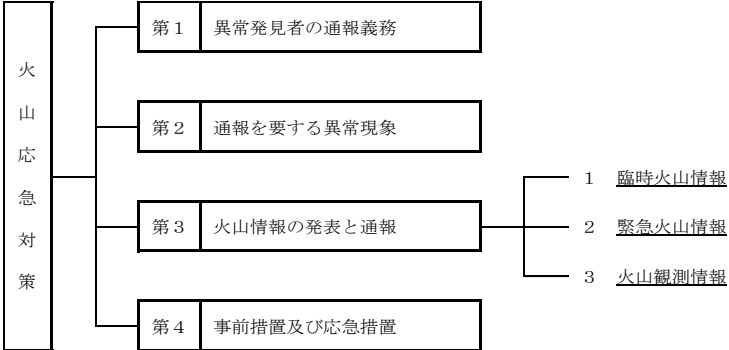
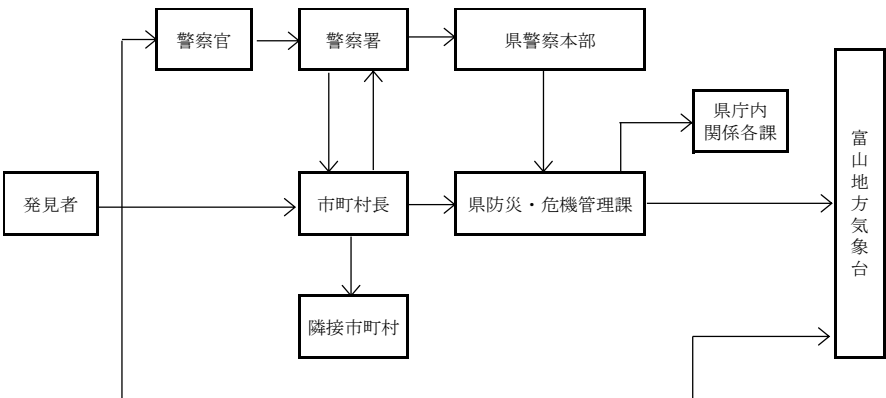
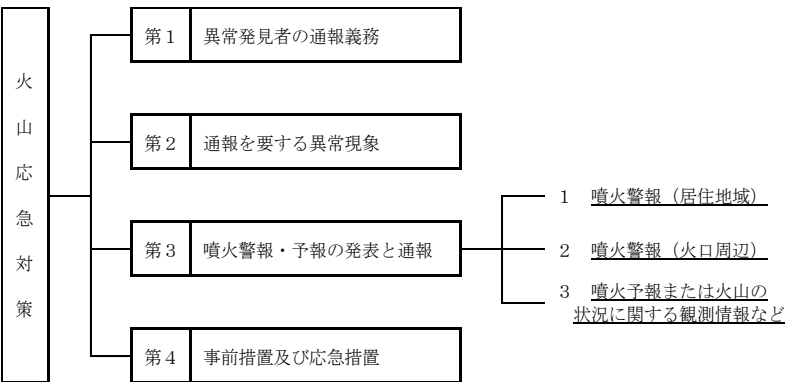
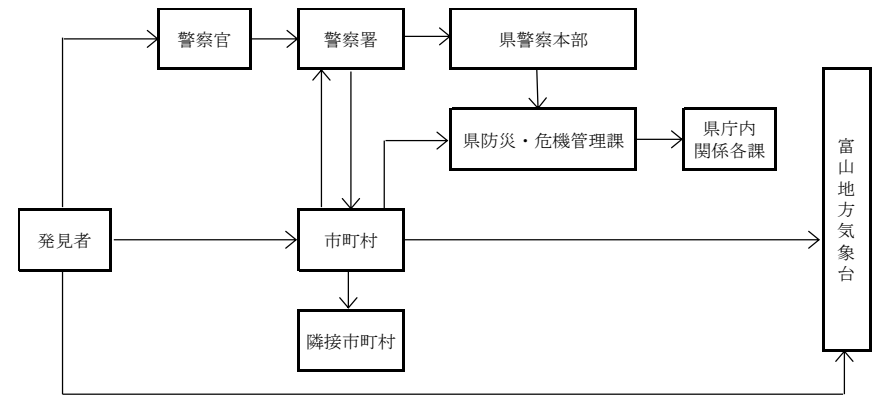
富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>なお、高齢者、障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 建設工事 <u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。</p> <p><u>イ</u> 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。 (資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) 供与の期間 (略)</p> <p>3 入居者の選定（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 入居資格 次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。</p>	<p><u>より基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。</u></p> <p><u>ア</u> 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。</p> <p><u>イ</u> 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。</p> <p><u>ウ</u> 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。</p> <p>(7) <u>民間賃貸住宅借上げによる供与</u></p> <p><u>ア</u> 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。</p> <p><u>イ</u> 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p>(8) 供与の期間</p>	<p>現状に合わせた修正 記号のずれ</p> <p>同上</p> <p>民間賃貸住宅借上げの 記載を追加</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>身体障害者</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 応急仮設住宅の管理（県土木部、市町村） 応急仮設住宅の管理は、所有市町村長の協力を得て、<u>県営住宅の管理に準じて県が行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任できる。</u></p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急修理の対象者</p> <p>(1) 給付対象者の範囲 次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>身体障害者</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第19節 教育・金融・労働力確保対策 (略)</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学用品の調達及び支給（<u>県厚生部</u>）</p>	<p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>障害者</u></p> <p>4 応急仮設住宅の管理（県土木部、<u>県厚生部、県関係部局、市町村</u>） 応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。 <u>応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>障害者</u></p> <p>2 学用品の調達及び支給（<u>県厚生部、県知事政策局、県教育委員会、市町村</u>）</p>	<p>用語の修正</p> <p>関係部局の修正</p> <p>応急仮設住宅の管理について具体的に記載</p> <p>用語の修正</p> <p>関係部局の修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1)～(3) (略) 3～4 (略) 第2～3 (略)</p> <p>第20節 応急公用負担等の実施 (略)</p> <p>第21節 火山応急対策 (略) 対策の体系</p>  <p>第1 異常発見者の通報義務（県警察本部、市町村） (略)</p> 	<p>火山 応急 対策</p>  <p>噴火警報等の記載を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p> 	<p>噴火警報等の記載を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 (略)</p> <p>第3 火山情報の発表と通報 <u>富山地方気象台は、弥陀が原（気象庁における常時観測火山以外の火山）に係る火山情報を次の基準により発表するものとする。</u></p> <p>1 <u>臨時火山情報（富山地方気象台）</u> <u>防災上注意喚起のため、次の各号のいずれかに該当し、必要と認めるときに発表する。</u> <u>(1) 火山現象について異常を認めた場合</u> <u>(2) 市町村長から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合</u> <u>合</u> <u>(3) 国土交通省の機関その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合</u></p> <p>2 <u>緊急火山情報（富山地方気象台）</u> <u>火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため、次の各号のいずれかに該当し、必要と認めるときに発表する。</u> <u>(1) 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合</u> <u>(2) 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのために人体に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合</u> <u>(3) 火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により人体に被害が生じ又は生じるおそれがある場合</u> <u>(4) 前各号のほか火山性地震、地盤変動、その他火山現象の推移により人体に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合</u></p> <p>3 <u>火山観測情報（富山地方気象台）</u> <u>臨時火山情報、緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに発表する。</u> <u>臨時火山情報、緊急火山情報及び火山観測情報の通報は、</u></p>	<p>第3 噴火警報・予報の発表と通報 <u>気象庁火山監視・情報センターは噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火予報を次の基準により発表する。</u></p> <p>1 <u>噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</u> <u>気象庁火山監視・情報センターは、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>2 <u>噴火予報</u> <u>気象庁火山監視・情報センターは、警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p> <p>3 <u>噴火警戒レベル</u> <u>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																
<p>次の系統によるものとするが、県知事（防災・危機管理課）への通報は、第1順位で行われるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、県等は、<u>火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</u></p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表（噴火警戒レベル導入後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル（警戒事項等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及び それより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> <td>レベル5 （避難）</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>レベル4 （避難準備）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル3 （入山規制）</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた 所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル2 （火口周辺規制）</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>レベル1 （活火山であることを留意）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（噴火警戒レベル導入まで）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及び それより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた 所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>活火山である ことに留意</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（警戒事項等）	特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 （避難準備）	警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 （入山規制）	火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 （火口周辺規制）	予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 （活火山であることを留意）	種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒	警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険	火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険	予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山である ことに留意	<p>発表基準等を現状に合わせて追加</p>
種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（警戒事項等）																																														
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 （避難）																																														
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 （避難準備）																																														
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 （入山規制）																																														
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 （火口周辺規制）																																														
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 （活火山であることを留意）																																														
種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等																																														
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒																																														
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険																																														
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険																																														
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山である ことに留意																																														

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>火山情報の伝達系統図</p> <p>火山監視・情報センター</p> <p>富山地方気象台</p> <p>富山県</p> <p>富山県警察本部</p> <p>NHK富山放送局</p> <p>報道機関</p> <p>伏木海上保安部</p> <p>国土交通省 富山河川国道事務所</p> <p>電力会社</p> <p>富山地方鉄道</p> <p>JR西日本金沢支社</p> <p>東京航空 地方気象台</p> <p>東京航空地方気象台 富山空港出張所</p> <p>県の機関</p> <p>関係市町村</p> <p>関係消防本部</p> <p>放送</p> <p>放送等</p> <p>北陸地方整備局</p> <p>関係河川事務所</p> <p>公衆</p> <p>JR各機関</p> <p>大阪航空局 富山空港出張所</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令（活動火山対策特別措置法等）による通知系統 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統 気象官署間の伝達系統 <p>● 防災情報提供装置</p> <p>◎ 防災情報提供システム（防災情報提供システム）</p> <p>○ 専用電話・FAX</p> <p>△ 加入電話・FAX</p> <p>◇ 無線電話・FAX</p> <p>□ 富山県総合防災情報システム</p> <p>☆ 飛行場場内提供装置</p> <p>法令により、気象官署から 火山情報を受領する機関</p>	<p>（気象庁HP等）</p> <p>気象庁</p> <p>火山監視・情報センター</p> <p>富山地方気象台</p> <p>富山県</p> <p>NHK富山放送局</p> <p>報道機関</p> <p>伏木海上保安部</p> <p>国土交通省 富山河川国道事務所</p> <p>電力会社</p> <p>富山地方鉄道</p> <p>JR西日本金沢支社</p> <p>富山県警察本部</p> <p>中部管区警察局 (噴火警報のみ)</p> <p>NTT西日本・NTT東日本 (噴火警報のみ)</p> <p>総務省消防庁</p> <p>市の機関</p> <p>消防本部</p> <p>市町村</p> <p>官公署</p> <p>放送</p> <p>放送等</p> <p>関係船舶</p> <p>北陸地方整備局</p> <p>関係河川事務所</p> <p>公衆</p> <p>JR各機関</p> <p>各警察署</p> <p>交番・駐在所</p> <p>市町村</p> <p>●* 気象情報伝送処理システム</p> <p>● 防災情報提供システム（専用回線）</p> <p>○ 専用電話（専用線）</p> <p>△ 加入電話・FAX</p> <p>◇ 無線電話・FAX</p> <p>□ 富山県総合防災情報システム</p> <p>◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）</p> <p>法令により、富山地方気象台から 警報事項を受領する機関</p>	<p>備考</p> <p>せた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第4（略）		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3章 災害復旧対策</p> <p>被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談（県各部局、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各種相談窓口の設置</p> <p>県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。</p> <p>これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。</p> <p>また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 福祉（<u>身体障害者</u>、高齢者、児童等）</p> <p>サ (略)</p> <p>シ 廃棄物（ごみ、<u>がれき</u>、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p> <p>ス～タ (略)</p> <p>2 義援金、救援物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 義援金、救援物資の受入れ</p> <p>① 受付</p> <p>県（厚生企画課）、市町村及び日本赤十字社富山県支部</p>	<p><u>また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。</u></p> <p>コ 福祉（<u>障害者</u>、高齢者、児童等）</p> <p>シ 廃棄物（ごみ、<u>災害廃棄物</u>、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p> <p>県（厚生企画課）、市町村及び日本赤十字社富山県支部等</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>用語の修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、<u>受入れを希望するものとする。</u></p> <p>②～③ （略） (2) （略）</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村） (1) 災害弔慰金 (略) ア～イ （略） ウ 受給遺族 <u>配偶者、子、父母、孫、祖父母</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 被災者生活再建支援金の支給（県厚生部、市町村） (1) 対象となる自然災害 ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域にかかる自然災害 イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 エ <u>5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、上記ア～ウに規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害</u></p>	<p>関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、<u>受入れを希望するもの及び希望しないものについて、報道機関を通して公表するものとする。</u></p> <p><u>死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</u></p> <p>エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、<u>5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに</u></p>	<p>救援物資の受入れの記載を修正</p> <p>受給遺族の記載を修正</p> <p>被災者生活再建支援金の記載を追</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支給金額 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" data-bbox="224 754 981 911"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>③住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>④住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</p> <p>⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費</p> <p>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p> <p>⑧ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費</p> <p>(注)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>(注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>(注)他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の</p>		合計					①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円	<p>係る自然災害</p> <p>オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</p> <p>カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</p> <p>(3) 支給金額等</p> <p>ア 県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。</p> <p>イ 被災世帯(その属する者の数が1である世帯(オにおいて「単数世帯」という。)を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。</p> <p>①その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円</p> <p>②その居住する住宅を補修する世帯 100万円</p> <p>③その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。</p> <p>エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続すること</p>	<p>加、修正</p> <p>同上</p>
	合計																	
		①～④	⑤～⑧															
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円															
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円															

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>1/2 (4) 支給にかかるその他の要件</p> <table border="1" data-bbox="226 268 1021 536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(年収) ≤ 500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1，2級の身体障害者などを含む世帯</p> <p>6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会） 災害により被害を受けた低所得世帯における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、<u>災害援護資金又は住宅資金</u>の貸付けを行う。</p> <p>(1) <u>災害援護資金</u> ア 貸付対象者 <u>災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 償還期間 <u>1年以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</u></p> <p>エ 利率 <u>年3%。ただし、据置期間中は無利子</u></p> <p>(2) <u>住宅資金</u> ア 貸付対象者 <u>災害により被害を受けた住宅を補修又は改築等するための資金を必要とする低所得世帯</u></p> <p>イ 貸付限度額 <u>150万円以内。ただし、特に必要と認められる場合は245万円以内</u></p> <p>ウ 償還期間 <u>6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後6年以内、ただし、上記イの「特に必要と</u></p>	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	(年収) ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	<p><u>が見込まれる世帯であって被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。</u></p> <p>オ <u>単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、<u>福祉資金</u>の貸付けを行う。</p> <p>(1) <u>災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</u> ア 貸付対象者 <u>低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）</u></p> <p>ウ 償還期間 <u>6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</u></p> <p>エ 利率 <u>無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%</u></p> <p>(2) <u>災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要経費</u> ア 貸付対象者 <u>低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）</u></p> <p>イ 貸付限度額 <u>250万円以内</u></p> <p>ウ 償還期間 <u>6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</u></p>	<p>備考</p> <p>用語の修正</p> <p>項目の修正 貸付基準の修正</p> <p>項目の修正 貸付基準の修正</p>
年収等の要件		支給限度額												
	複数世帯	単数世帯												
(年収) ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円												
500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円												
700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯														

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>認められる場合」の償還期間は7年以内 エ 利率 年3%。ただし、据置期間中は無利子 なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。 7～12（略） 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等（県商工労働部） (1)～(2)（略） (3) 政府系中小企業金融三機関による災害復旧貸付制度 <u>中小企業の災害復旧のために、貸付限度額の別枠措置、貸付期間及び措置期間の優遇措置を行う。</u> <u>既往貸付金の償還猶予についても、個々のり災中小企業者の実情に応じて弾力的に取り扱う。</u> (4) 県制度融資による対応 <u>県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠（災害関連）により、被災中小企業の経営のための融資を行う。</u> ア 対象者 <u>天変地異等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者</u> イ～エ（略） オ 利率 年1.55%（平成16年2月末現在） カ（略） <u>(5) 政府系中小企業金融三機関による被災中小企業者等の事業再建資金の貸付</u> <u>(激甚法第15条の中小企業者に対する資金融通に関する特例及び閣議決定)</u> <u>(措置内容)</u> ア 対象者 <u>激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者等</u> イ 限度額 <u>被災中小企業者 1,000万円</u> <u>(組合3,000万円)</u> ウ 期間 <u>3年間</u> エ 利率 <u>6.2%以下</u> <u>(被害額が事業者資産の70%又は前年総収入の10%の特別被害者3.0%)</u></p>	<p>エ 利率 <u>無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%</u> (3) <u>政府系金融機関による災害復旧貸付制度</u> <u>株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。</u> 県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。 ア 対象者 <u>災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者</u> オ 利率 年1.70%（平成27年6月現在） <u>(削除)</u></p>	<p>項目の修正 貸付制度の記載を修正 融資基準の修正 現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(6) 中小企業高度化資金による対応</p> <p>ア 貸工場・貸店舗設置事業 <u>地方公共団体、株式会社、公益法人等が貸（仮設）工場・貸（仮設）店舗を設置し、被災中小企業者に賃貸する。</u></p> <p>イ 被災中小企業復興支援事業 <u>公益法人に基金を設け、その運用益により政府系中小企業金融三機関等の災害融資の特例措置を受けた被災中小企業者が支払うべき利子の一部を補填する。</u></p> <p>ウ 災害復旧貸付 <u>大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は、中小企業者が復旧に際して高度化事業を行うもの</u> (略)</p> <p>2 農林漁業関係者への融資（県農林水産部） 被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。</p> <p>(1) 農林漁業金融公庫による融資 <u>農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ又は指導を行う。</u></p> <p>(2) 経営資金等の融通 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 農林漁業団体に対する指導 災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、<u>農林中央金庫、関係金融機関等</u>に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指</p>	<p>(5) 中小企業高度化資金による対応 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>災害復旧貸付 <u>既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 経営資金等の融通 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 農林漁業団体に対する指導 災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、<u>農業協同組合等関係金融機関</u>に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適</p>	<p>番号のずれ 現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>番号のずれ 説明の追加</p> <p>番号のずれ 現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>導を行う。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3 税の徴収猶予及び減免等 1 県の措置（県経営管理部） (1)～(3) (略) (4) 減免等 被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 郵政事業の非常取扱い等 1 郵便関係（日本郵便株式会社北陸支社） (1) 郵便葉書等の無償交付 <u>一世帯につき、通常葉書5枚、郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で無償交付する。</u> <u>なお、無償交付するときは、交付期間及び交付事務を取扱う郵便局を公示する。</u> (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 <u>なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。</u></p>	<p>切な指導を行う。</p> <p><u>(3) 日本政策金融公庫による融資</u> <u>株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。</u></p> <p><u>(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等</u> <u>被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。</u></p> <p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書_の交付申請手数料についても減免を行う。</p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便株式会社） <u>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> <u>災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</u></p> <p>災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 <u>(削除)</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>項目の修正</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																		
<p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 <u>なお、引受郵便局は、すべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。</u></p> <p>2 郵便貯金、郵便為替、郵便振替関係（日本郵便株式会社北陸支社） 郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、次のとおり、郵便貯金、郵便為替、郵便振替に関し、非常払戻し等及び非常貸付け又は料金免除の措置をする。 <u>なお、印章を無くした場合には、拇印の使用が認められる。</u></p> <p>(1) 通常、積立、定額（定期）貯金の非常払戻し</p> <table border="1" data-bbox="226 715 999 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 別</th> <th>払戻限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常貯金</td> <td>通帳 有</td> <td>全 額(注1)</td> </tr> <tr> <td>通帳 無</td> <td>20万円(注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">積立貯金</td> <td>通帳 有</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通帳 無</td> <td>集金する郵便局で払い戻すとき</td> <td>全 額(注1)</td> </tr> <tr> <td>集金する郵便局以外で払い戻すとき</td> <td>20万円(注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定額（定期）貯金</td> <td>貯金証書 有</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>貯金証書 無</td> <td>20万円(注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">払戻証書及び返還金支払通知書</td> <td>証書等 有</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>証書等 無</td> <td>20万円(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)：端末機による原簿確認ができない場合及び自局に集金票がない場合は20万円 (注2)：通帳・証書がない場合の払戻しは、一人一回限り。</p> <p>(2) 郵便貯金の非常貸付け</p> <table border="1" data-bbox="226 1331 999 1447"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 別</th> <th>払戻限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">積立貯金</td> <td>通帳 有</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>通帳 無</td> <td>集金する郵便局で貸 全 額(注1)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別		払戻限度額	通常貯金	通帳 有	全 額(注1)	通帳 無	20万円(注2)	積立貯金	通帳 有	全 額	通帳 無	集金する郵便局で払い戻すとき	全 額(注1)	集金する郵便局以外で払い戻すとき	20万円(注2)	定額（定期）貯金	貯金証書 有	全 額	貯金証書 無	20万円(注2)	払戻証書及び返還金支払通知書	証書等 有	全 額	証書等 無	20万円(注2)	区 別		払戻限度額	積立貯金	通帳 有	全 額	通帳 無	集金する郵便局で貸 全 額(注1)	<p>災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、<u>その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等</u>の料金免除を実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>同上</p>
区 別		払戻限度額																																		
通常貯金	通帳 有	全 額(注1)																																		
	通帳 無	20万円(注2)																																		
積立貯金	通帳 有	全 額																																		
	通帳 無	集金する郵便局で払い戻すとき	全 額(注1)																																	
		集金する郵便局以外で払い戻すとき	20万円(注2)																																	
定額（定期）貯金	貯金証書 有	全 額																																		
	貯金証書 無	20万円(注2)																																		
払戻証書及び返還金支払通知書	証書等 有	全 額																																		
	証書等 無	20万円(注2)																																		
区 別		払戻限度額																																		
積立貯金	通帳 有	全 額																																		
	通帳 無	集金する郵便局で貸 全 額(注1)																																		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考																									
		付けするとき																											
		集金する郵便局以外 で貸付けするとき	20万円(注2)																										
定額(定期)貯金	貯金証書 有		全 額																										
	貯金証書 無		20万円(注2)																										
<p>(注1)：端末機による原簿確認ができない場合及び自局に集金票がない場合は20万円</p> <p>(注2)：通帳・証書がない場合の貸付けは、一人一回限り。</p> <p>(3) 郵便為替の非常払渡し 郵便振替についても、これに準ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 別</th> <th>払戻限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通為替証書</td> <td>有</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>10万円(注)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電信為替証書</td> <td>有</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>10万円(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)：為替証書がない場合の払渡しは、一人一回限り。</p> <p>(4) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。</p> <p>(5) 災害ボランティア口座の取扱い 非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。</p> <p>3 簡易保険関係（日本郵便株式会社北陸支社）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料払込猶予期間の延伸</td> <td>保険料の払込みが一時困難となった場合は猶予期間を延伸する。</td> <td>3か月に 限る</td> </tr> <tr> <td>保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払</td> <td>保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払を</td> <td>災害救助 法が発令 された日</td> </tr> <tr> <td>基本契約の保険金、倍額保険</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 別		払戻限度額	普通為替証書	有	全 額	無	10万円(注)	電信為替証書	有	全 額	無	10万円(注)	区 分	内 容		保険料払込猶予期間の延伸	保険料の払込みが一時困難となった場合は猶予期間を延伸する。	3か月に 限る	保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払	保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払を	災害救助 法が発令 された日	基本契約の保険金、倍額保険		
区 別		払戻限度額																											
普通為替証書	有	全 額																											
	無	10万円(注)																											
電信為替証書	有	全 額																											
	無	10万円(注)																											
区 分	内 容																												
保険料払込猶予期間の延伸	保険料の払込みが一時困難となった場合は猶予期間を延伸する。	3か月に 限る																											
保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払	保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払を	災害救助 法が発令 された日																											
基本契約の保険金、倍額保険																													

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>金及び未経過保険料非常即時払</p> <p>行方不明になった被保険者に係る基本契約の保険金倍額保険金及び未経過保険料非常即時払</p> <p>特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払</p> <p>保険契約者による基本契約の解除の非常取扱い及び基本契約の解約還付金の非常即時払</p> <p>保険契約者による特約の解除の非常取扱い及び特約の解約還付金の非常即時払</p> <p>普通貸付金の非常即時払</p>	<p>する。</p>	<p>から1か月以内に 限る。</p>		
<p>第2節 激甚災害の指定 （略）</p> <p>第3節 公共土木施設の災害復旧計画 （略）</p>				

富山県地域防災計画（火災風編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1章 火災予防対策 第1～7節（略）</p> <p>第2章 火災応急対策 第1節 火災警報等の伝達 第1 火災気象通報 富山地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。 富山地方気象台長が知事に通報する火災気象通報の基準は次のとおりである。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実効湿度が65パーセント以下で、最小湿度40パーセント以下になり、最大風速7m/sを超える見込みのとき。 2 平均風速10m/s以上で、1時間以上連続して吹く見込みのとき。 <p>第2（略） 第3 伝達体制第 1～4（略） 5 伝達系統図は次のとおりである。</p> <p>——→ 火災気象通報 → 火災警報</p>	<p>富山地方気象台長が知事に通報する火災気象通報の基準は、<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>気象官署（富山・伏木）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下となり、<u>県内の最大風速が7m/s以上となる見込みのとき。</u></u> 2 <u>県内で平均風速10m/s以上が、1時間以上連続して吹くと予想される</u>とき。<u>（但し、降雨や降雪を伴うときは通報しないこともある。）</u> <p>——→ 火災気象通報 → 火災警報</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>システム名変更による修正</p>

富山県地域防災計画（火災風編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
第2～19節（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第3章 火災復旧対策 </div> 第1～3節（略）		

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1章 海上災害対策</p> <p>第1節 海上災害予防対策</p> <p>第1 海上交通の安全確保</p> <p>1 海上交通の安全のための情報の充実（富山地方气象台、伏木海上保安部）</p> <p>(1) 富山地方气象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策</p> <p>第1～7 (略)</p> <p>第8 二次災害等の防止活動</p> <p>1 二次災害の防止（伏木海上保安部、富山地方气象台）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象情報の伝達</p> <p>富山地方气象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況を観測し、これらに関する状況あるいは予警報の情報を発表するものとする。</p> <p>第3節 海上災害復旧対策 (略)</p>	<p>(1) 富山地方气象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、<u>的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象、津波等に関する観測予報体制の整備、各種情報の提供を行うとともに、観測体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及等を行う。</u></p> <p>富山地方气象台は、二次災害防止のため、<u>海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</u></p>	<p>気象庁交通安全業務計画に合わせた修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2章 航空災害対策</p> <p>第1節 航空災害予防対策</p> <p>第1 航空交通の安全確保</p> <p>航空災害の発生防止のためには、航空交通の安全確保が基本である。</p> <p>このため、県、大阪航空局富山空港出張所、富山地方気象台富山空港出張所、航空運送事業者をはじめ防災関係機関は、航空交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実（大阪航空局、富山地方気象台、航空運送事業者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象情報の充実</p> <p><u>富山地方気象台富山空港出張所は、航空機の安全に係わる気象現象を的確に観測し、実況あるいは予警報等の情報を随時・的確に発表するものとする。</u></p> <p><u>また、航空気象観測施設の整備や航空気象予警報の精度向上等を通じて、航空交通安全のための気象情報の充実を図るものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第2節 航空災害応急対策 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の伝達手段</p> <p>県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。</p>	<p>このため、県、大阪航空局富山空港出張所、<u>東京航空地方気象台</u>、航空運送事業者をはじめ防災関係機関は、航空交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。</p> <p>1 <u>航空交通の安全のための情報の充実（大阪航空局、東京航空地方気象台、航空運送事業者）</u></p> <p><u>東京航空地方気象台は、航空交通に影響を及ぼす気象、地震、津波、火山噴火等の自然現象に対する的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が事故を未然に防止するために必要な措置を迅速にとり得るよう、予報・警報等の情報を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備各種情報の提供、気象知識の普及を行う。</u></p>	<p>組織名の変更に伴う修正 同上</p> <p>気象庁交通安全業務計画に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 鉄道災害予防対策</p> <p>第1 鉄軌道交通の安全確保</p> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、JR西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>(1) 気象情報の伝達</p> <p>富山地方気象台は、鉄軌道交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予警報の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第2節 鉄道災害応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の伝達手段</p>	<p>富山地方気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> <p>なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p>	<p>気象庁交通安全業務計画に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策 (略)</p> <p>第4章 道路災害対策</p> <p>第1節 道路災害予防対策</p> <p>第1 道路交通の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) 気象情報の伝達</p> <p>ア 富山地方気象台は、<u>道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予警報の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>ア 富山地方気象台は、<u>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警報体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及等を行う。</u></p> <p>第7 災害時における車両の移動等</p> <p><u>災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。</u></p> <p>1 道路管理者の措置</p> <p><u>道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に</u></p>	<p>気象庁交通安全業務計画に合わせた修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う追加</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第7 遺体の捜索、処理及び埋葬 （略）</p> <p>第8 道路施設等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第3節 道路災害復旧対策 （略）</p> <p>第5章 危険物等災害対策 第1節 危険物等災害予防対策 第1 危険物施設等の安全性の確保 1～4 （略） 5 防災知識の普及（県関係部局、市町村） 県、市町村及び事業者等は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。 その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p>	<p><u>応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。</u> <u>上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>2 知事の措置 知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>3 公安委員会の措置 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確認するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>第8 遺体の捜索、処理及び埋葬</p> <p>第9 道路施設等の応急復旧活動</p> <p>その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p>	<p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>6～7 (略)</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 防災訓練の充実</p> <p>1 防災訓練の実施（伏木海上保安部、県警察本部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の伝達手段 事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型地球局等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3～6 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>第7 災害時における車両の移動等 災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は<u>放置車両の移動命令等の措置を行う。</u></p> <p>1 道路管理者の措置 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、<u>運転者等に対し措置命令を行うことができる。</u>相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>災害対策基本法改正に伴う追加</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第7 避難活動 （略）</p> <p>第8 遺体の捜索、処理及び埋葬 （略）</p> <p>第3節 危険物等災害復旧対策 （略）</p>	<p><u>現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。</u> <u>上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に</u> <u>対して、記録した情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>2 知事の措置 <u>知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急</u> <u>通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指</u> <u>示を行うものとする。</u></p> <p>3 公安委員会の措置 <u>公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う</u> <u>ため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通</u> <u>行を確認するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の</u> <u>移動等について要請するものとする。</u></p> <p>第8 避難活動</p> <p>第9 遺体の捜索、処理及び埋葬</p>	<p></p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p>